

目 次

○第1号（6月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	6
◇宮崎法文君	6
◇浅見 隆君	13
◇須田仁美君	21
◇波多野佐和子君	34
◇柳岡利精君	47
◇中島由美子君	61
散 会	75

○第2号（6月5日）

議事日程 第2号	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	78
欠席議員	78
説明のため出席した者	78
事務局職員出席者	78
開 議	79
日程第 1 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	79
日程第 2 議案第53号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について	80

日程第 3	議案第 5 4 号	榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 2
日程第 4	議案第 5 5 号	榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 3
日程第 5	議案第 5 6 号	榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 4
日程第 6	議案第 5 7 号	榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 5
日程第 7	議案第 5 8 号	榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について……………	8 6
日程第 8	議案第 5 9 号	令和 7 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）……………	8 9
日程第 9	議案第 6 0 号	令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	9 2
日程第 1 0	議案第 6 1 号	令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	9 3
日程第 1 1	議案第 6 2 号	令和 7 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	9 4
日程第 1 2	議案第 6 3 号	令和 7 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	9 5
日程第 1 3	報告第 7 号	令和 6 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について……………	9 7
日程第 1 4	報告第 8 号	令和 6 年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について……………	9 8
日程第 1 5	報告第 9 号	法人の経営状況について……………	1 0 0
日程の追加……………			1 0 3
追加日程第 1	議案第 6 5 号	財産の取得について（令和 7 年度 I C T 環境整備事業）……………	1 0 4
追加日程第 2	議案第 6 6 号	財産の取得について（令和 7 年度公立学校情報機器整備事業）……………	1 0 7
散 会……………			1 1 0

○第 3 号（6 月 1 3 日）

議事日程 第 3 号……………	1 1 1
本日の会議に付した事件……………	1 1 2
出席議員……………	1 1 3

欠席議員	1 1 3
説明のため出席した者	1 1 3
事務局職員出席者	1 1 3
開 議	1 1 4
日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	1 1 4
日程第 2 議案第 5 3 号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 7
日程第 3 議案第 5 4 号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 7
日程第 4 議案第 5 5 号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 8
日程第 5 議案第 5 6 号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 8
日程第 6 議案第 5 7 号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 9
日程第 7 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）	1 1 9
日程第 8 議案第 5 8 号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について	1 2 0
日程第 9 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	1 2 2
日程第 10 議案第 5 9 号 令和 7 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）	1 2 3
日程第 11 議案第 6 0 号 令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 2 3
日程第 12 議案第 6 1 号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 2 4
日程第 13 議案第 6 2 号 令和 7 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 2 4
日程第 14 議案第 6 3 号 令和 7 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 2 5
日程第 15 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）	1 2 5
日程第 16 議案第 6 5 号 財産の取得について（令和 7 年度 I C T 環境整備事業）	1 2 6
日程第 17 議案第 6 6 号 財産の取得について（令和 7 年度公立学校情報機器整備事業）	1 2 7

日程第 18	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	128
日程第 19	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	128
日程第 20	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	128
日程第 21	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………	128
日程第 22	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について……………	129
日程第 23	議員派遣の件について……………	129
議長挨拶……………		130
閉 会……………		131

令和 7 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

6 月 4 日（水）

令和 7 年第 2 回榛東村議会定例会会議録第 1 号

令和 7 年 6 月 4 日（水曜日）

議事日程 第 1 号

令和 7 年 6 月 4 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

1 番	新 井 佐智子 君	2 番	一 倉 靖 子 君
3 番	柳 岡 利 精 君	4 番	宮 崎 法 文 君
5 番	浅 見 隆 君	6 番	須 田 仁 美 君
7 番	三 俣 実 君	8 番	波多野 佐和子 君
9 番	中 島 由美子 君	10 番	生 方 勇 二 君
11 番	善養寺 孝 君	12 番	清 水 健 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務企画課長	一 倉 学 君	税務会計課長	早 川 弘 行 君
住民生活課長	富 澤 光 彦 君	健康保険課長	碓 井 由 果 君
産業振興課長	狩 野 宏 記 君	建設課長	山 口 誠 一 君
上下水道課長	岡 部 貴 一 君	教 育 長	須 永 光 明 君
学校教育課長	湯 澤 知佐子 君	生涯学習課長	村 上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第2回定例会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

傍聴の皆様、日頃から村政執行や議会運営にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日より、定例会のかじ取りをさせていただきます善養寺でございます。どうぞよろしくお願いします。

本日ここに、令和7年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集いただき、開会できますことに対し、心より感謝申し上げます。

4月の榛東村議会議員選挙に当選され、18期議員となられました皆様、誠におめでとうございます。議員としてのルールとマナーを守り、品位を保ちつつ、議会活動と村民の負託に応えていただきたいと思います。

全国的に米不足や米の高騰が続いておりますが、6月に入り、今年も水田は満面の水をたたえ、のどかな田園風景を見せています。これから夏本番に向け、全国的に天候の急変による集中豪雨などによる被害が心配されますが、住民の安全、安心を確保するため、対策と備えに万全を期していかなければなりません。

さて、定例会は、通告のありました6名の議員による一般質問、村長から条例改正や補正予算など議案が提出されております。議員各位におかれましては、慎重な審議と議会運営に特段なご協力をお願いいたしますとともに、今定例会が実りあるものとなりますよう重ねてお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和7年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、5番浅見隆議員、6番須田仁美議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期の決定につきまして、議会運営委員会委員長から報告を求めます。

10番生方勇二議員。

〔議会運営委員会委員長 生方勇二君登壇〕

○議会運営委員会委員長（生方勇二君） 令和7年第2回榛東村議会定例会の会期の決定について報告を行います。

5月28日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行からは村長、副村長、関係課長出席の下、令和7年第2回榛東村議会定例会の会期の決定について協議を行いました。

協議の結果、本定例会の会期につきましては、本日令和7年6月4日から6月13日までの10日間とすることに決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年6月4日、議会運営委員会委員長、生方勇二。

○議長（善養寺 孝君） 委員長報告が終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきまして、委員長報告のとおり、本日6月4日から6月13日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日6月4日から6月13日までの10日間とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付した文書、諸般の報告のとおりでございますので、確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎村長提出議案の概要説明

○議長（善養寺 孝君） ここで、南村長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位の出席をいただきまして、令和7年第2回榛東村議会定例会が開会されましたこと、心から感謝を申し上げます。

議長から許可をいただきましたので、定例会の開会に当たり、挨拶及び提案理由を申し上げます。

村民の皆様からの負託により、村政をお預かりさせていただき2年が過ぎました。この2年間、村民がもっと暮らしやすい榛東村を実感していただけるよう全力を傾注してまいりました。令和7年度も第1回榛東村議会定例会でご可決いただきました令和7年度予算を効率的かつ効果的に活用し、第6次榛東村総合計画に掲げる村の将来像である「子どもに夢をみんなに福祉と安心を」の実現に向け、村民の皆様の暮らしに役立つ施策を実施してまいりたいと思っております。

さて、今年度は、現在外構工事等を行っております防災中枢機能施設の公民館と給食センターの整備が完了する予定となっております。公民館につきましては、12月上旬の開館を予定しております。誰もが利用しやすく、親しみやすい施設となるよう、施設の名称を公募いたしました。お寄せいただきました多くの名称候補から今後は候補を一定程度絞り込み、最終的には村内の小学生、中学生の投票で決定したいと考えております。

新しい給食センターは、2学期から給食を作り、村内幼稚園、小・中学校に配食する予定であります。新たな施設で作る給食は、できるだけ榛東産の米や野菜など、地元で取れた食材を使った給食を提供していきたいと考えております。

先日、村内米生産者の方々にアンケートを実施した結果、多くの生産者の方々にご協力をいただけたという回答を頂戴いたしました。通年を通して榛東産のお米や食材を使った給食の提供には、まだまだ乗り越えなくてはならない多くの課題がありますが、村としてはできることから進めていきたいと考えております。

物価高騰はとどまるところを知らず、私たちの暮らしは先行きの不透明感が深まるばかりと感じております。村の財政への影響も大きく、厳しさを増すばかりであります。だからこそ計画した様々な事業を着実に実行し、進めていくことが暮らしやすい榛東村につながるものと考え、今後とも努力してまいります。引き続き、議員皆様のご理解、ご協力が不可欠なものでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本定例会に提出させていただく案件につきましては、条例の一部を改正する条例の制定のほか、令和7年度一般会計補正予算などその他議案10件、報告3件でございます。その概要を説明申し上げます。

議案第53号 榛東村税条例の一部を改正する条例から議案第57号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までは、それぞれの上位法令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第58号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定につきましては、条例の規定に基づき、指定管理者の候補を選定しましたので、議会にお諮りするものでございます。

議案第59号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第2号）は、物価高騰対策給付金事業や本年4月1日発令の人事異動に伴う職員給与費についての補正を行うものでございます。

議案第60号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、制度変更に伴う補正

を行うものでございます。

議案第61号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）、議案第63号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動等に伴う職員給与費の補正を行うものでございます。

議案第64号は、固定資産評価審査委員会委員のうち1名の委員の任期が本年6月30日で満了となるため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、新たな委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上の議案につきまして慎重審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案のほか、報告事項は3件です。

令和6年度榛東村繰越明許費繰越計算書について、令和6年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書については、関係法令に定めることにより、法人の経営状況につきましては、榛東村土地開発公社の令和6年度決算、令和7年度予算、事業計画等について報告をするものでございます。

会期は本日から6月13日までとただいま決定をされました。10日間よろしくお願いいたします。

◎日程第4 一般質問について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番宮崎法文議員の一般質問を許可いたします。

4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君登壇〕

○4番（宮崎法文君） おはようございます。

朝早くから貴重な時間を割いて、傍聴にお越しいただきまして、大変ありがたく思っております。6月の定例会、新人ではありますが、議会のますますの発展を祈り、質問に入らせていただきます。

まず、私が質問するに当たって、今回新規事業でスクールロイヤーというのを実施すると、村のほうでありましたので、それをまず第1議題として私は質問させていただきます。

これは非常に課長さんともいろいろお話をいただいたんですけども、デリケートな問題なんで、本当に慎重に話を進めていきたいなと思っております。よろしくお願いします。

スクールロイヤーの認識から始めたいと思いますが、ちなみに皆さんもうご存じだと思うんですけども、ロイヤーとは弁護士、学校ではいじめ、不登校、事故など日々様々な問題が起こりますが、学校側だけでは対処し切れないケースは珍しくありません。学校側に法的側面から助言、指導を行い、トラブルの防止と解決に努めることがスクールロイヤーの役割だと言えます。教育委員会と契約を結

び、学校と相談する形が一般です。以上の認識でよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 今議員が学校側に法的側面から助言、指導を行い、トラブルの防止、解決に努めるということがスクールロイヤーの役割というふうにお話してくださいました。ご認識のとおりでございます。

スクールロイヤーは、子どもの最善の利益の観点から、学校に継続的に助言する弁護士であり、児童・生徒の教育上の配慮や管理職、スクールカウンセラー等、学校関係者との連携など、学校の諸事情に精通し、迅速な初期対応と継続的な支援を行う専門人材と位置づけられております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4 番宮崎法文議員。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） では、次の質問に移りたいと思いますが、ほかにスクールロイヤーが必要とされる理由はありますか。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） スクールロイヤーへの主な依頼業務といたしましては、教職員に対する法的な知見からの助言、それから相談業務、それから人権尊重に関わる内容や法教育に関わる内容の子どもたち向けの出前授業などが挙げられます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4 番宮崎法文議員。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） じゃ、次の質問に移りますが、子どもに関する問題に対してはいじめの問題で関与するケースが多いと思われませんが、この辺のケースに対する対応はどういうふうに考えていますか。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） いじめというお話が出ましたけれども、いじめの問題につきましてもいじめ予防のための授業、それから法教育に関わる授業を通して、自分とほかの人の権利を尊重したり、よりよい人間関係を構築することや社会参画の大切さなど、法という側面から発達段階に応じて学ぶことは大変意義あるものと考えております。

さらには、子ども同士のいじめ、それから学校の中で起こる事故の対応等の初期段階において、迅速に弁護士に相談し、法の専門家からの助言を得られるということによって速やかな問題解決につな

がるということが期待されます。

特にいじめにつきましては、いじめ防止対策推進法第2条において、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものも含むであって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義をされておりまして、嫌な思いをしたという事実があれば、学校とすればいじめとして捉えて、教育委員会に報告することとなっております。したがって、教育委員会としても、子どもが嫌な思いをしたということについては、ぜひ積極的に認知をするようにということで学校に指示をしているところでございます。そのいじめ認知の初期段階から、その対応等についてスクールロイヤーに相談することによって、深刻化を防ぐということにつながると期待をしております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 今生徒側の話をされました。今度、学校の事故で指導上の問題の対応なんですけれども、教員による体罰、これはあまりないと思うんですけれども、セクハラなど、子どもの人権侵害は法律にのっとって想定される防止策はありますか、それをちょっと聞きたいです。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） あってはならないことですが、教員による体罰、セクシャルハラスメント、性暴力など、子どもの人権が侵害されたり、子ども間のトラブルが深刻ないじめに発展したりすることを防ぐために、学校あるいは学校の教職員が法務の専門家からの助言を適切に受けたり、研修の機会を充実させたりすることは、非常に大切なことだと考えております。

また、事故ということがございますが、自然災害や不審者の侵入などから、いかに子どもの命を守るかという学校の危機管理や学校事故防止の側面からも、学校が有事に備えてどのような対策を講じるべきか、法的な知見からの助言を得ることは大変有益と考えております。

このような効果を期待いたしまして、学校において重大な事案が生じることを未然に防止する観点から、本村では今年度よりスクールロイヤーによる法務相談体制を整備することといたしました。

村内の各学校と幼稚園でスクールロイヤーの活用が可能となります。年度当初に事業内容を周知するとともに、教職員の研修、出前授業を計画するよう各校・園長へ指示をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 今いろいろ話を聞かせていただきまして、納得するものも多いんですが、今

年度導入されるスクールロイヤーを最大限に生かすために子どもの最大の利益を導くことだと私は思いますが、また話の中で村独自の試みがありましたら、ご説明をお願いいたします。ほかに。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 本村が契約しているスクールロイヤーの依頼業務に特別に他市町村と何か異なるということはございませんけれども、ただスクールロイヤーにつきましては、令和7年2月に文部科学省から公表された教育行政に係る法務相談体制の整備等に係る調査によりますと、専ら教育行政に関与する弁護士、スクールロイヤーに相談できる体制があると回答した市町村の割合は全国で13.7%にとどまっております。群馬県内では令和6年度末現在、前橋市、桐生市、館林市、藤岡市、大泉町、千代田町で、市町村単独で制度を導入していると聞いておりますけれども、ほかの多くの市町村では単独の制度はございません。そういったことを鑑みますと、榛東村では、比較的先進的な取組というふうに捉えることができるのではないかと考えております。

子どもの最善の利益というお話がございましたけれども、その最善の利益の実現を目指して全ての子どもが安心して学べる環境を整えられるよう、スクールロイヤーを有効に活用して本事業を推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） ありがとうございます。子どもたちの学校生活を有意義に楽しく、学習できるよう祈り、この質問は終わらせていただきます。これは中心の今度は質問になるんですが、防災中枢施設の運営についてということはお題目で、1として、施設がオープンしてから今年度の運営予算ですよね、どのぐらいになるんですかと。

それと、現在、新井地区に建設している防災中枢施設、新しい公民館と学校給食について、村民から期待する声もあるんですが、反面、また大変だなという声も多々聞かれました。開館の時期や運営方法、維持管理についてなど、一般に知られていない部分が何か村民の人たちと話をしていると多く感じましたので、そこで本日は防災中枢機能施設に関わる運営面などについて質問させていただきます。

まず最初は、1番目、防災中枢施設、新しい公民館、学校給食センターの開館時期、予定について伺います。よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 防災中枢機能施設、そのうちの新しい公民館部分のまず開館の予定について、私のほうから先にお答えをさせていただきたいと思います。

現在進行中であります外構工事の工期が今年11月28日までとなっており、当該工事がおおむね予定どおり進んでいるというふうに関き及んでいるところでございます。

工事の完成、その後行われる完了検査、引渡し、開館の準備などを考慮いたしますと、新公民館の開館につきましては、先ほど村長ご挨拶の中でも申し上げてございましたが、12月上旬頃となると見込んでいるところでございます。

昨年から、村文化協会に加盟する団体をはじめサークル活動などで村の様々な施設を利用していたでいる方たち皆様に対しまして、新しい公民館の概要、こちらは設置される部屋の広さや特徴など、そういったものの説明を行ってきているところではあります、そういった際に新公民館の開館予定につきましては、外構工事の完成を待って秋頃の開館を目指していると、そうした説明をしてきておりますことから、開館が決定した際には素早く住民の皆さんにアナウンス、周知や広報を実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 給食センターにつきましては、私のほうからご答弁申し上げます。

新公民館と同様に、現在のところ開館日は決定してございません。しかしながら、村長のご挨拶でもございましたとおり、今年度の2学期、9月1日からは新しい学校給食センターから村内小・中学校、幼稚園に対して給食の配食を行う計画を立てているところでございますので、施工業者と外構工事の進捗を確認しながら、稼働の日時につきまして調整をしているところでございます。

なお、外構工事の請負業者や建設費補助金の交付先である北関東防衛施設局担当者とは、協議、打合せを重ねてきてございまして、外構工事完成前であっても施設の一部使用、部分使用は可能であるとの確認をしてございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 大変よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、それぞれの施設が今年度中の途中から開館していくという予定は今伺いました。今年度予定している運営費について、新公民館と給食センター両方の施設についてお答えをお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 運営費とのご質問でございますので、私のほうからは新公民館の部分についてお答えをさせていただきます。

令和7年度当初予算に計上いたしました新公民館運営費の総額でお答えをさせていただきます。

事業名でいいますと、新公民館運営費、当初予算の総額が407万円でございます。この事業費の主な内容としましては、会計年度任用職員に係る費用や事務用消耗品、講座や講演会等に係る費用、事務用機器使用料などの費用を計上してございまして、おおむね6か月分、半年分に係る経費を計上してございます。

なお、今お答えしました運営費の総額は、当初予算のものでございます。今定例会で若干補正予算案を上程させていただいておりますので、内容についてはまたそちらでご説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 続きまして、給食センターでございます。

新公民館と同様に、令和7年度当初予算に計上しました学校給食センター運営費の総額でお答えをします。

学校給食センター運営費、当初予算総額は7,244万3,000円でございます。事業費の主な内容といたしましては、事務用消耗品、調理用消耗品費、各種検査料、それから給食業務の委託料、電算システムの使用料などの費用でございまして、現在の学校給食センターと新学校給食センターに係る運営費1年分を計上しているものでございます。

今お示しました運営費の総額については、当初予算のものでございます。こちらにつきましても、今定例会で補正予算案を上程する予定でございますので、そこでも改めてご説明を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） ありがとうございました。

それでは、新公民館と学校給食センター、それぞれの施設について、現在の中央公民館、学校給食センターを比較した場合、運営面でどのような変化があるのか、お答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先に現在の中央公民館と新しい公民館の運営面での変化ということでお答えをさせていただきます。

現在の中央公民館は、課長職の職員が中央公民館と南部コミセンの館長を兼務し、会計年度任用職

員4名で施設の管理の運営、そのほか中央公民館の所管する事務を行っております。新しい公民館につきましては、現在役場庁舎内で事務を行っている生涯学習課の職員が新しい公民館に異動して所管する事務を行いながら、併せて新公民館の管理と運営、加えて現在の中央公民館が担当している事業、これは講座等のことをいいますが、それを引き継いで行う予定でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 同じく学校給食センターの運営につきましては、所長職の者が兼務で1名、それから栄養職員、これは栄養教諭とそれから栄養士ですけれども、栄養職員が2名、事務職1名を配置してございます。また、調理については委託で行っております。村の職員の配置については、新センターの移行に伴っての変化はございません。ただし、今年度9月よりセンター内で米の炊飯が始まったり、アレルギー対応食の提供準備が始まるという状況がございます。アレルギーの対応食提供は、もうしばらく先になりますけれども、準備を始めますので、委託業者の人数を22名から23名に増員して、調理業務に従事してもらうということにはなっております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 防災中枢施設の運営についてなんですが、施設を運営するにおいて、民間委託の割合はどのくらいになりますか、ちょっと質問します。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 民間委託の割合がどのようになるかというご質問でございますが、割合で出すというのが非常に難しいので、今回は現在の中央公民館と新しい公民館を比較しまして、運営面、運営費において民間委託への移行や増加する費用ということはございませんので、維持管理に係る部分で若干新しく委託する部分がありますので、そちらのほうでお答えをさせていただきたいと思えます。

新しい公民館で施設の維持管理において、新規に委託する業務でございますが、まずは施設の清掃業務委託、続いて自動ドア保守点検業務委託、続いて非常用電源自家発電設備模擬負荷試験、シャッター点検、衛生設備保守点検、以上が新しく新規に委託する業務でございます。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 維持管理に関わる業務といたしましては、施設管理保守点検、非常用電源自家発電設備保守、シャッター保守点検が増加しまして、昨年度計上されていた調理機器器

具保守、清掃業務委託料が今年度については計上されていないと。これは、センターが新しくなることによって瑕疵担保期間にある器具の保守や高い位置にある窓清掃業務等が不要となったためでございます。

運営面というか、維持管理費についてはこのとおりなんですけれども、給食センターにおきましては運営面で民間委託をしている業務がございますので、そちらについて補足で説明をさせていただきます。

まず、運営面で民間委託している業務が新入学児童等のデータ入力作業、それから先ほどもお話をしました給食業務の委託でございます。運営費が7,244万3,000円に対し、委託料が6,443万2,000円でございますので、運営費全体に占める委託料の割合は約89%、前年度は運営費4,746万5,000円に対して委託料は4,382万6,000円で行いましたので、92%ということでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） よく分かりました。ありがとうございました。

今回の質問では、新しい公民館と学校給食センターに係る運営費について質問させていただきました。現在の中央公民館や学校給食センターについては、老朽化、また劣化、故障も多く、使いづらいつとの意見も聞かれました。新しくできるということは大変いいことだと思います。

一方では、新しい施設に対する期待の声や心待ちにしているとの意見も聞かれましたので、新しい施設は有効活用され、村民に喜ばれる施設になることを切に願っているところであります。

また、村民の皆様が施設の内容の広報活動の充実を望んでいます。ちょっと宣伝が足りないかな。これから検討することが多岐にわたると思いますが、私としては想像できることは一步一步前進させるべく、努力をしていただきたいと思います。

以上をもって、議席4番宮崎法文の一般質問を終わります。ありがとうございました。以上です。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、一般質問、順位1番宮崎法文議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時20分といたします。

午前10時8分休憩

午前10時20分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位2番浅見隆議員の一般質問を許可いたします。

5番浅見隆議員。

〔5番 浅見 隆君登壇〕

○5番（浅見 隆君） おはようございます。

傍聴席の皆様、第18期議員の初めての一般質問をよくお聞きいただきたいと思います。

5番の浅見です。2期目に入りましたので、一般質問をさせていただきます。

昨今の経済状態で自治会の運営も厳しさを増しており、運営の在り方も見直しを迫られております。今回、自治会からご相談を受けた中で、2件質問をさせていただきます。

まず、1問目は、ごみステーションの管理・運営について。

問1といたしまして、ごみステーションの新設・修繕の助成金について現状をお聞きいたします。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） ごみステーションの新設・修繕の助成金についてのご質問かと思えます。環美協、つまり榛東村環境美化推進協議会が実施しております。

なお、当団体は任意団体の活動であり、村の一般事務ではありませんので答弁ができませんが、当団体から相談や協議があった場合は対応してまいりたいと思っております。

○議長（善養寺 孝君） 5番浅見議員。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 私がお聞きしているところでは、ごみステーションの新設に関しましては、環境美化のほうから1基10万円の補助があると承っております。ごみステーションの修繕については、10万円以内で済んでいるということをお聞きしまして、その範囲内で済んでいますので、問題はないと思うんですが、自治会では区費の持ち出しが7万円から10万円程度かかります。ということは、現在ごみステーション1基新設すると17万円から20万円ぐらいかかります。

そこで、昨年新設しましたごみステーションが7基ぐらいあるとお聞きしております。そこで、次に具体的な例を挙げます。

住民生活課の窓口で転入者（住民異動届の受付時）対応しますが、転入後、ごみに関する相談窓口は1、自治体加入者は自治会長が詳細な管理を行います、2番目として、自治会費未納者（未加入者）の扱いはどのようになっているのでしょうか。これが問いの2の困ったとき、転入者、未加入者は役場に相談に来ませんか、お答えください。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） まず、ごみ収集に関しましては、今年ですと本年3月に自治会便を通じて毎戸に対しまして令和7年度版ごみ収集計画表を配布しております。その後、転入してきた方に対しましては、同じものをお渡しして対応するよう窓口マニュアルで定めております。

同時に、この収集計画表は村のホームページでも見られるようになっており、個別の問合せ、電話、メールなどへは、住民生活課担当が直接対応することになっております。

浅見議員お尋ねの自治会に加入していない方への対応ですが、転入者は当初、誰もが自治会に加入

しておりません。そのため、転入連絡票の提出についてという紙をご用意しておりまして、当該自治会長さんの自宅の地図も添えて、自治会への加入が円滑にいくよう窓口できちんと説明をしております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番浅見議員。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） そのようなマニュアルができていたとは知りませんでしたが、自治会長からの相談を受けまして、自治会長が未加入者というとおかしいんですけども、自治会費を払っていない区の中の人のごみ捨ての関係で来た場合に、住民課からの説明で自治会長に来ると思うんですが、この際、自治会長の取れる判断は、およそ皆さん方が、自治会に入っていない方はごみを捨てないでくださいと申し上げるそうです。これはなぜかといいますと、結局環境美化という言葉で来ましたが、環境美化推進委員会、毎戸、榛東村5,000戸ぐらいありますけれども、1戸当たり500円の金を払っていますね。5,000戸あるとすると250万円なんです。私も調べましたら237万円ぐらいのお金が入っていますが、多くの自治会で毎年毎年この数が少なくなっているという状況をお聞きしております。この件を踏まえて適切な配分、補助をやっていかないと自治会も大変なことになる、このようにしております。

そこで、やはり自治会長のところに振られた未加入者、この関係を無視しているんであればですね、これは役場が設置したごみステーションなりを設けて、そこへ捨ててくださいと自治会長はおっしゃっていました。仮にこれをやった場合には、今度は自治会の加入者たちは、ただでできるのであれば自治会費を払わないで、そちらに集中する可能性も出てまいります。この点が自治会長としては曖昧なので、このまま引き継いだ場合に非常に未加入者のごみの収集については困っていると申しました。

また、私の近隣の区民も未加入者がおりまして、聞いてみました。そうしましたら自分が通う会社へ行く途中のセブンイレブンで捨てるか、または行き先の先で村のごみをその地区の通勤途中で捨てていくという話をちょっとお聞きしたんですよ。こういうこともあり得るので、やはりこの辺は3番目になりますけれども、ごみステーションの新設、修繕は行政の管理、ごみステーションの維持運営は自治会と分けてはいかかでしょうかというのが3番目の質問でやらせていただきます。どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 令和7年4月現在、村内にはごみステーションが190か所ございまして、令和6年度には6基が、令和5年度には9基が、令和4年度にも9基が新設されました。このことから、議員がおっしゃるように、大多数が自治会にお願いしている、環美協にお願いしている部

分は管理でございまして、環美協の役員の皆さん及び自治会や隣保班の役員さんのご努力により、環境美化が保たれておる現状でございます。大変感謝しております。

ごみステーションの新設には、場所、土地の所有者、利用世帯数、利用人数、そして回収車両の経路など、多くの地域事情が絡みます。そのため、今後とも地元自治会から要望をいただき、引き続き環美協との協議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5番浅見議員。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。

この件につきまして私もごみステーションの新設・修繕の行政の管理、これをどうしてこのように言ったかと申しますと、自治会の区費の徴収、運営で動いているわけですね。これは自治会、また環境美化の委員からもちっとお聞きしたんですが、これはやはり慈善事業でやっております。ただ、この情勢下で昭和、平成といった頃の区長、自治会長でしたら、名誉職としてやったかもしれないですけども、今の自治会長そのものもやはり報酬的な主義も取らざるを得ないという状況に追い込まれているとお聞きしました。なぜかといえば、やはり報酬というか、報酬ではないんですけども、慈善事業でやってまいりますが、多少いろいろな維持運営の関係で引き上げてやらないと損得化の、これがちょっと危ぶまれている状況下に置かれているということをお聞きしました。

ですから、そういう点からも、もしこういう財政上で厳しいのであれば、例えばこれは質問ではございません。回収項目にアルミ缶を週2回程度行えば、財政上助かると思いますが、この辺のご検討はしていただきたいと思います。

1番の件につきましては、ご回答をいただきまして、ありがとうございました。この件につきましては終わらせていただきます。

続きまして、2番目の地区のイベントにおける食中毒への対応についてを引き続き質問させていただきます。

各自治会でイベントを行う際、食中毒は問題視されています。食中毒に関しまして問いになります。夏祭りの食中毒などの保険について助成できないでしょうか、お答えいただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの浅見議員のご質問でございます。

初めに、榛東村におきましては、かつては区長の設置を制度化することによりまして様々な業務を区長とともに実施してまいりました。しかし、令和2年度の地方公務員法改正による特別職、非常勤職員の任用要件の厳格化に伴いまして、特別職、非常勤職員としての区長を設置することができなくなりました。このことを契機といたしまして、令和2年度に榛東村区長等の設置に関する規則を廃止

いたしまして、より村と住民が協働してまちづくりを進める自治会制度へと移行することによりまして、任意団体といたしまして再出発をした次第でございます。

各自治会が行う夏祭りのイベントにつきましては、自治会の判断により実施している自治会の行事でもあるため、行政側が関与したり、村がお答えできません。

自治会自らが活動保険に加入していると思いますので、まずは任意団体といたしまして、自主的に実施するイベントや食中毒に対応可能な保険に加入していただき、可能な限りのリスクヘッジを行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5 番浅見議員。

〔5 番 浅見 隆君発言〕

○5 番（浅見 隆君） ありがとうございます。

先ほど答弁いただきまして、令和2年前、区長当時は臨時の非常勤公務員扱い、これは村が保険の負担をしてくれた件です。令和2年以降、自治会が運営、これにつきましてはイベントなり食中毒といった事件が起きた場合、個人扱いを背負う形となってしまいます。非常にこれ自治会長も重い負担になっております。地元自治会では、各自治会で相違はございますが、各自治会みんなイベントに関しては保険を掛けております。戸数に応じて、区の大きさによって変わりますが、地元の私の8区に関しましては200戸を限度とすると年間約3万円自治会費から保険として払っております。このほか各区からお聞きした結果では、煮炊きができない、煮炊きをして食中毒になった場合は困るんで、例えばある区、2つの区だったんですが、夏祭りのイベントではキッチンカーをお願いしたと。キッチンカーの場合には、保険には加入しているから、自分たちの責任じゃなくなりますんで、対応をこのように取らせていただきましたと。これについては公表ありましたけれども、違う区なんかでもやはり親睦会などは毎年やっていただきたい、煮炊きもしたいというのが要望ですが、自治会長とするとやはりこれは何かあっちゃ困るということで、何とか村にお願いできないかという相談が来ました。これについては今答弁なさったとおりです。

これは、国・県・村単位の公共の公費ではなく、個人単位の自治会長及び区民の支払いによって保険を掛けなければならないという現実がございます。これ今お聞きしたとおりなんですけれども、やはり改善できるところは改善していただきたい。なぜかといえば、自治会の経費の削減も図らなければやはり将来的には自治会長のなり手がなくなってしまう。先ほどと同じなんです、これはお願いしただけでは通用しなくなる時代が来ると思うんですね。そのために何とかできるのであれば、補助関係の上限を図っていただきたい、そういう意図を兼ねて私はこれを質問させていただきました。

この一般質問でどの程度また変わるか分かりませんが、やはり収益を上げてかからなければならないところには、幾らかの助成金を出してやらなければならないと思ひまして、この点についま

してこの問題につきましては終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。次に、3番目の学校における防犯対策について。

昨年8月、東京都立川市の小学校校舎内で男性2人が暴れ、教職員5人がけがをしました。この事件は、学校関係者には衝撃的でしたし、私も地元で起こっていたらと、一瞬恐ろしくなりました。こんなことが起こるはずもないですけれども、これが現実なものですから、この点につきまして本村における小・中学校の防犯対策の現状をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議員ご質問の学校への立川市の侵入の事件ということでございますが、今年5月の事件を想定していらっしゃるということでよろしいですか。昨年8月でしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 5番浅見議員。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 私は8月を5月と間違えたんですか。それでしたら、5月の件でよろしくお願ひいたします。すみません。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） それでは、今年5月に発生いたしました立川の事件を踏まえてのご質問ということでご答弁をさせていただきたいと存じます。

防犯対策の現状はということでございますが、村内全ての学校・園において、危機管理マニュアルが策定されておりまして、マニュアルに基づいて様々な危機を想定した訓練計画が作成されております。また、危機を未然防止するための対策を講じてございます。

議員のご質問は、特に不審者の侵入に関わる内容でございますので、特にその点を取り上げて具体的な対策についてお話し申し上げたいと思います。

具体的には、不審者の侵入を防ぐために子どもが在籍している時間帯においては、校門を閉めておくこと。それから、校舎内の様々な入り口の扉を閉めておくことなどを徹底するよう指示をしております。

また、侵入経路となりそうな箇所を中心に防犯カメラを設置し、録画をしております。また、用事があって学校に出入りする方、保護者の方には名札を着用すること、それから来校者記録表への記載を依頼する等の対策も講じまして、関係者以外の人間が侵入したことを把握できるようにしております。

不審者侵入につきましては、様々なケースを想定した訓練を定期的に行っております。訓練で気づいた課題を踏まえて、また文部科学省で示している学校の危機管理マニュアル等の見直しガイドラインに即して危機管理マニュアルは適宜更新をしております。

以上が不審者侵入を想定した学校の対策でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番浅見議員。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） どうもありがとうございました。

侵入ということでお伺いいたしまして、防犯カメラ、モニターの設置等、登下校の施錠による開閉、これはもう東京都はやっていますけれども、それに準じても行っているということが分かりました。

それから、名札とか、来校者記入というのが、今回の場合には来校者記入なんていうのはないと思うんですけれども、これはもう現実的に問題的なものは、今回の保護者の子どものいじめに関する保護者と教師のトラブルで、保護者の知人が傷害を加える傷害罪で警察対応と、こういうことになってくると、普通の尋常で考えることじゃない。ましてやこういう問題が起こりつつある中で、今、宮崎議員が最初に申しあげましたスクールロイヤー、この設置等もやるということでお伺いしましたんで、ほっとしている段階ですが、私がこの一連の業務を考えてきて、1つ考えていただきたいのが、こういう保護者のカスハラ的な対応のマニュアルはつくっておりますか、ちょっと問わせていただきます。お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校に対して保護者や地域の方から様々なご要望が寄せられるということはございます。ただ、これを一概にカスタマーハラスメントというふうに捉えることはしてございませんので、そういったマニュアルはつくってございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番浅見議員。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 答弁ありがとうございました。

今回申しあげた事件性のものというのは、匹敵しないかと思われます。この点につきまして、私も小学校の不審者対応という項目の中で危険物を所持している場合、机、椅子、清掃用具、さすまた等を使い距離を置き、対応し、時間を確保するという項目があったんですが、この点につきましてこういった事件というか、こういうものが起こった場合の対応策というのは、お考えございますか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほどのご答弁で、不審者侵入につきましては様々なケースを想定して訓練を行っておりますというふうにお答えさせていただきました。仮に侵入された場合ということですが、不審者と対峙する局面において、教職員には、まず子どもたちを不審者から極力遠ざけ

て避難をさせる。それから不審者に対しては穏やかに声をかける、あわせて応援を要請する。不審者の攻撃があれば、それに対し防御をする。また、不審者を近づかせないように、手近にあるものでバリケードなどをつくったり、素早くドアや窓を施錠することなど、瞬時に行うということが求められます。

訓練では、実際の動きを確認したり、訓練後に不審者侵入を未然に防ぐ方法や侵入時の初期対応の在り方についての研修を行ったりしております。不審者を拘束するためのさすまたの使い方あるいはさすまたがない場合の防御の仕方等については、スクールサポーターといいまして、学校に学校の要請に応じて青少年の健全育成を支援してくれる退職した元警察官という制度があるんですけども、警察官を派遣するスクールサポーターという制度がございますが、そのスクールサポーターから指導を受けてございます。万が一の際には、被害を最小限にとどめるための行動を取れるように訓練や研修に努めてございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番浅見議員。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。

ちょうど私が小学校の不審者対応という項目を調べていたら同じようなご意見が出てまいりました。やはりさすまたという点もご理解できまして、私も物理的な安全対策という意味では、学校教育課長がおっしゃったように防犯カメラのモニター設置とか、施錠、名札、来訪者記入と、こういったものをやりながら、なおかつ、さすまたに注目いたしました。このさすまたに関しまして、物理的な安全対策なんですが、本村の庁舎内でも従来のさすまたが1階のフロアに見えるところに2基、裏手に3基設置されていますが、使用に際しては注意が要と言われました。これはやはり限定的な人に限られてしまうと思うんですが、私もこのさすまたということに着目しまして調べてまいりましたら、最新のさすまたは従来の押さえつけるタイプ、単価にして六、七千円からありますが、新規のさすまたは、さすまたの先で、テープで縛ってしまうタイプが発売されております。瞬時にして身体を拘束でき、また引っ張れば引き倒すこともできると、婦女子でも使えるという利点がありまして、金額的には10倍の6万円ぐらいするんですけども、喫緊の対処の仕方としては非常に便利なものと思われるので、この点につきまして危機管理の点から考えて、すぐ対策ができると思われるので、ぜひ購入を検討してみてもいいんじゃないかということで、質問ではないですが、これで一般質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位2番浅見隆議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前10時52分休憩

午後1時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位3番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

6番須田仁美議員。

〔6番 須田仁美君登壇〕

○6番（須田仁美君） 皆様、こんにちは。

本日、18期最初の定例会にて、1回目の一般質問をさせていただきます。

お忙しい中、傍聴にお越しいただいた皆様にも心より感謝申し上げます。

村政や地域の皆様と未来を共に考えていけるこの機会をうれしく思います。通告書に従い、3つのテーマについて、率直な思いを込めて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1、小・中学校の学びを安心安全で快適にするための村からの支援について。

（1）学校給食における質・量・残渣・食事時間の状況の把握及び必要な改善の検討についてです。

質と量についての質疑につきましては、波多野副議長が同じく取り上げられるとのことで、お任せをいたしまして、今回は残渣と食事時間の状況についてを学校給食の指導としての食育の観点からお伺いしたいと思います。

学校給食については、娘や息子が小学生でありますので、保護者の方々からとても多くのお声をいただいているところであります。足りない、おなかがすぐにすいてしまうという声が非常に多く、無償化でなくても構わないからきちんと食べさせてほしいとの声もいただきました。また、以前、学校給食を食べていた世代から、少なくなったようだ、LINEの写真配信を見て感想もいただきました。

この2週間のメニューを拝見いたしますと、週に同じ食材、例えばモヤシが繰り返される献立が続くと、子どもたちの食育の観点だけでなく、給食費についても不安、不信を持たれかねません。限られた予算でも季節感や地域性のある献立に工夫を加えていただいているところではありますが、できるだけ多様な食材を取り入れていただきたいと思います。

学習指導要領では、学校給食を生きた教材として活用し、望ましい食習慣を身につけることとされており、よくかんで味わって食べることは、生涯の健康につながる大切な習慣です。しかし、給食時間が限られていると、子どもたちは急いで食べるようになりがちで、そうした習慣が身につきに

くくなります。また、早食いは血糖値の急激な変動を招き、空腹感を早めるといった影響もあるとされています。こうした背景は、残食の増加にもつながる可能性があります。

そこで伺います。

村内の小・中学校で準備、片づけを除いた実際の食事時間はどのぐらいか把握されていますか。

以後、自席にて順次質問いたします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 給食の時間についてのご質問でございました。

学校におきましては、給食の時間が小・中学校とも40分から55分の程度で設定をされております。これは、近隣の市町村の学校の給食時間の設定と比べて同じ時間設定でございます。

食べる時間ということでございましたが、どの学校でも最低でも20分、幼稚園では30分から40分間程度、食べる時間を確保できるように校時表を作成しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 40分から55分の給食時間で小・中学校では20分は取れるように把握されているということでございます。学級の人数やまたは学年によって、配膳等の時間が要したり、15分ぐらしか食べる時間がなかったということがあることも聞いております。ぜひ20分以上、もしくはもっと時間を食事に費やせるように設定をしていただきたいと思います。

次に、残渣の状況やその推移をどのように捉えて、食事時間との関係というものについて、どのように分析されているか、お伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 給食の残量につきましては、毎日各学校・園から戻ってきた給食の残渣の量を量って毎日記載をして、記録をして把握をしております。

給食時間等々との相関の分析ということですが、給食時間との相関分析はしておりません。ただ、献立内容との相関については、二月に一度開かれる献立部会で検証しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） そうしますと、よくかんでゆっくり食べる望ましい習慣の定着に向けて、今後どのようなことが学校ではできるか、食育についてお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 現在の取組も含めてご説明を申し上げます。

よくかんでということでしたが、定期的にかミかミ献立という献立で、よくかんで食べる、食べられそうな材料を献立に加えて提供してございます。また、各学校の保健指導でかミかミ30というようなよくかんで食べましょうという指導は恒常的にしてございます。

さらに、本村は、食に関する指導の県の指定を受けております。それによりまして、給食センターのほうに栄養士資格を持つ職員が2名配置されておりますので、定期的に学校を回って、食育について重点的に、ゲストティーチャーとして栄養教諭等が入って指導する時間が年間50時間以上ございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 県の指定ということで、食指導に当たっていただける職員の方が2名いらっしゃるということで、ぜひ今後も子どもたちの満足いく給食になるように推進をしていただきたいと思います。

では、（2）給食着に付着した香料や化学物質による香害・過敏症等への対応についてです。

持ち帰り洗濯をして、次の当番の子に渡す給食着は、家庭で使用する洗剤や柔軟剤の強い香りが残っている場合があります、これが原因で気分が悪くなる、頭痛がする、集中できないと訴える児童も出ております。化学物質過敏症とも言われています。

以前、村長も議員さん時代に一般質問されていらっしゃいましたけれども、こういった香害と呼ばれる問題に対して、村としての認識や対応方針の有無について伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 村内の小・中学校では、給食当番を1週間ごとに交代し、使用した給食着はご家庭に持ち帰っていただいて、洗濯していただいて、翌週の当番が使用する形を取っております。

ご質問のような条件の対応といたしましては、ご相談いただいたご家庭のお子さんの状況に応じて、個人持ちの給食着をご準備いただいたり、お申出のあったお子さんへの専用の給食着を貸与したりするような対応をしております。

以上でございます。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時9分休憩

午後1時9分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

6番須田議員。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 個別対応ということで自前のものを持ってきている子、学校から貸与されるということも行っているということでございます。1人1着対応が可能であれば、影響は少ないと思いますが、ぜひそういった対応が必要な子だけにでも1人1着当たるように用意していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 全ての児童・生徒に給食着を貸与するとしますと、一つ懸念されるのが各ご家庭での洗濯の頻度、衛生管理のばらつきが生じる可能性も考えられるため、共通の給食着を使用することが引き続き統一的な衛生管理が期待できるために、必要なシステムかなというふうに考えております。

また、給食着1セットにつきおおむね4,000円程度かかりますので、全児童・生徒への貸与となると約470万円程度の購入費用が必要となります。現時点では先ほども申し上げましたとおり、個人持ちの給食着でご対応いただいている方ももちろんいらっしゃいますし、お申出のあった方に専用の学校の余剰分を専用で貸与しているというような対応もさせていただいておりますので、そのような対応を継続していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番須田議員。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） ありがとうございます。

（3）保護者用の名札の管理体制と安全性を高めるための運用改善についてです。

午前中、浅見議員も防犯対策についてご質問されていました。現在対策に利用され、我が家にも貸与されている保護者証、さっきは名札とお伺いしましたがけれども、手に入れやすいホルダーにそれぞれの児童・生徒の名前の記載のない校名のみ紙のコピーを差し込んだものであります。不審者が着用しても校内に入ることがあれば、見逃してしまうかもしれません。そういった複製のしやすいものとなっていますけれども、卒業時には返却は求めているのでしょうか。安全確保の観点から保護者用の名札の管理体制や運用面の改善についてのお考えをお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 保護者向けの名札につきましては、入学後、各家庭に一定数配布して、卒業や転出する際は回収するようというところでしておりますけれども、全てを戻していただいていないという現状があることは承知をしております。まずは、卒業、転出時の回収を徹底すること、カードの記載内容を工夫することについて学校で検討するよう、指示をしております。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 安全確保の運用についてこれからもご検討をよろしくお願いいたします。

（4）北小学校における保護者用駐車場を南小学校・中学校と同様に整備する考えについて（安全性や利便性の観点から）ということでございます。

北小学校の保護者用駐車場について南小や中学校とのバランス、それらの安全性、利便性を踏まえた対応が必要と考えます。毎回、学習参観時には学校裏側の道路、片側にいっぱい延びた車で下校児童の危険は避けられない状況です。雨などで迎えが殺到するときにも、門付近へのお迎えは敷地乗り上げが制限されるため行き止まりの状況があります。また、そこでも混雑で危険を伴っています。

そういった現状について、まず把握されていらっしゃいますでしょうか、お伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 令和6年第4回定例会でのご答弁の際もお話をさせていただきましたとおり、路上駐車等が発生している状況は、当然承知はしておりますけれども、基本的には路上駐車をしないという大前提がございます。そういう意味におきましては、多くの保護者の皆様がその点をご理解いただいて、路上駐車をせず、運動会、学習参観等の小学校の行事において、ご理解、ご協力をいただいて、徒歩等で来校いただいていることにまずは感謝を申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） ほとんど多くの方々は、家に一度、仕事が終わって帰ってから徒歩で向かっていく状況ではございます。ただ、南小学校には閉園となりました南幼稚園との合同の駐車場がありますし、中学校も広い駐車場が複数ございます。そういった点から考えますと、北小学校に借地等で新たに駐車場を整備していただくということは難しいでしょうか、お伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 南小と北小学校は、今年度、児童数はほぼ同じでございます。この傾向はほぼ変わっていないんですけれども、児童数ほぼ同じ学校なんですけれども、校地の面積は

北小学校のほうが広がっております。これは、校庭のほかに児童玄関周辺の池を中心とした空間、中庭など、児童のためのスペースが南小よりも広く取られているという現状がございます。

それから、榛東中学校、南小学校も全ての保護者が駐車できるスペースが確保されているわけではないということを初めにお断りをさせていただいた上でご答弁させてください。

南小学校の駐車場につきましては、プール改修の折に工事用車両のために用意した用地と学校ビオトープであった用地等を駐車スペースに今充てているものでございます。旧南幼稚園の駐車場が手狭であったため、南小学校と旧南幼稚園で共有する形で使用してまいりました。北小学校の駐車場につきましても、そういった借地等で拡充する予定はあるかということでございますが、今後についてはまだ決まっていることは何もございませんので、この点についてはお答えを控えます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） まだ決まっていないということでございましたけれども、そういった機会がございましたら、ぜひ検討していただきたいと思います。

（5）南小学校の長寿命化工事完了を踏まえた北小学校・中学校における施設整備計画の長期的な展望についてです。

現状での耐用年数とどのように計画をお考えであるのか、お伺いをいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 北小学校の校舎は、昭和57年3月に完成し、築40年以上たっております。現在村では、施設の老朽化対策といたしまして、防災中枢機能施設の整備や南小学校改修工事を進めているところでございます。教育施設整備基金をそれらの工事に充ててきている状況もございます。財政的な面も考えながら、計画を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 今長寿命化工事が終わりを迎えるところである南小学校と中学校のほうはどの程度で経過しているのかというところをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 榛東中学校の本校舎は、平成23年度に改修工事を完了してございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） では（6）学校プールの老朽化及び維持管理の課題と今後の改修・統廃合・代替施設の活用等の方向性についてです。

まず、中学校のプールについて現状と課題をお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 近年は、温暖化による酷暑が続きまして暑さのためにプールに入れないという状況が見られるようになってきてございます。こうした状況を受けて、中学校については、今年度から自校のプールを使用しないということと、今年度につきましては水難事故防止のための授業を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 今年度は水難事故防止の着衣水泳でしょうか、そういったような授業を行うということでございました。水難事故の防止のためには、やはりそういった特化した授業も必要ですが、泳ぐという技能がまずは大前提ではないかと思います。ぜひ小・中学校のプールについて、今後も今までと同じような継続的な授業をしていただくことを望みます。

次に、小学校プールの状況について伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） ご意見ありがとうございます。

水泳の授業につきましては、学習指導要領によりますと、中学校2年生までが必修となっております。ですが、学習指導要領には、水泳の指導については適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることとの記載がございます。こうしたことを総合的に勘案して、今年度は中学校では水泳授業を見合わせることにしているわけですが、小学校のプールにつきましては、ちょうど北小が本日プール開きでございます。築30年以上が経過し、老朽化は目立っておりますけれども、現状では開場している状況でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 今日、まさに北小学校はプール開きということで、この夏も授業が行われる

ということで安心いたしました。水泳は、水難事故の防止にもつながる大切な教育ですし、やはり先ほど湯澤課長がおっしゃったように、近年の猛暑や異常気象で屋外プールが使えない日も増えていきます。例えば屋内型の温水プールがあれば天候に左右されず、安定した授業が可能となります。村のプールのほうが廃止された際には、残念だという声が多く寄せられました。もし村に1つでも温水プールがあれば、小・中学校はもちろん、幼稚園、保育施設の利用も見込めます。

また、近隣では民間のスイミングスクールに運営を委託し、公共施設として温水プールを整備した自治体もあります。学校プールの集約や村民の健康増進に加え、ふれあい館との相乗効果によった交流人口、税外収入の増加も期待できると考えます。今後学校プールの更新時期を迎えるといった中で、こうした方向性も視野に検討いただけると幸いです。

では次に、2、安全な暮らしのための生活環境整備についてです。

(1) カーブミラーの公道及び私道の設置状況と課題についてです。

カーブミラーの設置について、公道、私道を問わず、村民の安全を守るために重要なインフラと考えます。設置状況や今後の課題についてお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 道路に設置されてカーブミラー等について答弁をさせていただきます。

既存の村道で交差点や三つまた路等で見通しの悪い場所については、地元からの要望等を伺いながら現場の状況を確認し、カーブミラーの設置ができる場所であるか、設置に支障となる木々などの障害物がないかなど、確認しながら検討をさせていただき整備を行っております。

また、住宅分譲などで開発地内から既設の公道へ接続される道路などの場合、開発事業者へカーブミラー等の設置や道路隅切りなどについて要請する場合もございます。

私道などの場合は、それぞれの土地の所有者が利用者の方が設置されている場合でもあります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番須田議員。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 開発業者に設置を要請するということもあるということでございます。ぜひ複数の世帯で共有されている私道からの出入口にも、見通しが悪い中でもついでない場所がございます。今後も開発段階でできる限りカーブミラーが設置されるように周知のほうをよろしくお願いいたします。

(2) 私道からの出入りに関する安全対策として、カーブミラー設置への支援制度を設ける考え方についてです。

先ほどもお伝えしましたように、複数の世帯で共有されている私道から、非常に出入口が見つらいところでもカーブミラーがないといった声があります。先進事例では、取付けの一部補助をしている

自治体もありますが、支援制度の創設を含め村の考えを伺います。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） カーブミラー等への設置の支援制度についてということでございますが、私道や住宅敷地などで村道に接するためのカーブミラーの設置につきましては、補助金制度の活用についてはございません。また、現在考えておりません。

村道敷地内に個人のカーブミラー等を設置する場合につきましては、設置の可否を含め道路管理者であります建設課にご相談いただければと考えます。道路敷地内等に設置される場合、榛東村道路占用料徴収条例に基づき、占用料等を賦課することとなりますが、同条例で占用料の減免等もございしますので、施設のカーブミラーを設置する場合にはご相談いただき、場合によってはそういった手続を取るケースもございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 支援制度等はないということなんですけれども、本来使用料がかかる場所がかからなくなる可能性もあるということ、ぜひ周知をしていただき、カーブミラーの取付けでお困りの方が取付けがスムーズにいくようにご検討をよろしくお願いいたします。

次（3）です。側溝の土砂堆積や排水不良が生活環境に直接影響してまいります。特に榛東村のような傾斜地では、地形によって管理が大変なところがあります。

（3）勾配のある村内地形における側溝の堆積状況の把握と重点清掃や維持管理の在り方について伺います。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 側溝等の管理でございますが、毎年春と秋に実施しております道路愛護に参加、ご協力いただきまして大変ありがとうございます。また、平素より、村民皆様の道路の維持管理にご理解、ご協力いただいていることを誠に感謝申し上げます。

議員おっしゃるとおり、本村の地形というのが西から東への傾斜地が多くございます。道路につきましては、南北の道路との交差場所などでは水路勾配が変化することにより、泥等の堆積、また落ち葉なども堆積しやすい場所がございます。地元の住民の方からそういった堆積した水路の泥等を除去いただいた際や安全な通行等に支障のある場所等がございましたら、ご連絡いただければ役場で確認の上、対応をしたいと考えております。

また、地元からの要望につきましても、現場等の確認を鋭意進めさせていただき、作業等を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番須田議員。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 村民がお困りの際には、連絡が届けば対応していただけるということで非常にありがたいです。今後もよろしくお願いいたします。

それでは、3番、高齢者の移動手段と運転制限後の支援についてです。

（1）運転免許証返納制度の利用状況、直近3年分をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの須田議員さんのほうにお答えさせていただきたいと思います。

現在高齢者の交通事故の減少を目的といたしまして、運転に不安を持つ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するために、榛東村におきましては平成29年度から、高齢者運転免許証自主返納者支援事業を実施しております。

直近3年分のこちら状況でございますが、こちらの実績といたしまして、令和4年度が38件、うち福祉タクシー券8件、令和5年度が46件、うち福祉タクシー券が7件、令和6年度が44件、うち福祉タクシー券が5件となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番須田議員。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 直近3年間についてお伺いしました。福祉タクシー券よりは現金の支給を要望の方が多いということが分かりました。自主返納の制度ですので、免許の取消しや失効した方には利用できない制度ということであります。

（2）運転免許証返納後の移動手段として実証試験中の「しんタク」の利用状況と見えてきた課題についてです。

当初の目的として、交通弱者に支援を考え、そういった形で検討委員会が立ち上がったと聞いておりました。利用状況としては利用の目的や年齢層、何人で利用したかなどのデータも集められているでしょうか。登録者に対する一度でも利用した方の率はどのくらいですか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 答弁させていただきたいと思います。

なお、これから申し上げる数値につきましては、令和7年5月9日時点までの実績値での情報提供となるということでご承知おきいただければと思います。

初めに、申請者数は141人となっております。申請者のうち福祉タクシー券と申請者との重複申請者は45人でございます。また、実利用者数になりますが、こちらにつきましては42人となっております。そのうち、実利用者のうち、福祉タクシー券申請者との重複利用者の数は18名となっております。また、先ほど申請されて一度も利用されていない方というお話がございました。99人の方につきましては、申請された後、一度も利用されていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 先ほどお伺いしました利用状況の中で、利用の目的や年齢層、例えば複数で利用もできるということですが、そういったデータは利用時には集められてはいないのでしょうか、お伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどのデータというところの続きでございます。

申請者のうち70歳以上は71人ございまして、申請者の50.3%でございます。また、実利用者、先ほど申し上げさせていただきました、こちらにつきましては70歳以上は20人となっております。申請者のうち一度も利用していない方が69歳以下は48人ございまして、70歳以上は51人でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 登録はしたけれども、利用していない方がかなりいらっしゃるようでございます。例えば登録した方のうち、アンケートに回答すると事前にお答えいただいた方にアンケートを取られるようですが、登録もしなかった、できなかった方からの意見が落ち抜けるような気がします。また、中学生以下の方の意見も入りません。ぜひその辺も考慮して実りある実証試験としていただくようお願いいたします。

では（3）認知症の疑いで運転を制限された高齢者が孤立しないよう、通年の移動支援と関係機関との連携体制の整備についてです。

今回は認知症の疑いでと限定しておりますけれども、75歳以上の方全員が免許更新時に検査をすることになっており、このたび検査の簡素化で認知機能の低下の疑いという2段階目の判断基準がなくなり、認知症の疑いのみになってしまいました。突然にそのような状況に陥る可能性も出てきます。運転ができなくなった方が移動手段を失って、地域から孤立してしまうことのないよう、連携体制をしっかり整備し、通年で活用できる移動支援策の確立をぜひ検討させていただきたいと考えております。各課のお考えをお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 移動支援でございますけれども、初めに健康保険課で実施をしております介護保険制度と障害者福祉制度の事業についてご説明させていただきます。

介護保険制度の移動支援といたしましては、要介護認定を受けた利用者が介護サービス計画の内容に基づきまして、訪問介護サービス等と連続、または一体として行う輸送支援がございます。また、障害者福祉制度の移動支援といたしましては、障害者総合支援法に基づきます地域生活支援事業サービスの一つでございます。

障害のある方の地域での自立した生活と社会参加を促すことを目的としまして、移動のための支援を行います。各制度には対象となる要件や利用の条件がございます。認知症の疑いがあり、移動に困っている方が相談に来られた際には、その方の生活状況をお伺いしまして、必要なサービスを調整しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 続けて、健康保険課長に続きまして当課で所掌しております福祉タクシーについてもご回答を追加させていただきます。

福祉タクシー利用補助金制度は、高齢者及び心身障害者等の交通弱者の社会活動の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とし、車を所有しておらず、運転できる者がいない在宅の70歳以上の高齢者のみ世帯、母子・父子家庭の世帯、父母のいない18歳未満の児童を養育している世帯、身体障害者手帳1級から3級を有する者、療育手帳ではA判定を有する者、精神障害者手帳1級を要する者、その他村長が必要と認める者を対象に年間最大4万円、ハイリスク妊産婦に限り年間最大8万円のタクシー料金を補助するものでございます。

申請手続きにつきましては、申請希望の方のご自宅に民生委員が訪問をし、聞き取りの上、申請書を役場に提出していただいております。交付要件を満たしている方には福祉タクシー券を交付するものとしております。

令和7年度の登録者数は、4月末現在で202名の方に登録をいただいております。

以上となりますので、通年の移動支援ということでございますので補足説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番須田議員。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 詳しくご説明ありがとうございます。

介護保険のところで認知症の方へは要件を満たせば支援があるというふうにお聞きしまして、安心いたしました。また、今年度、令和7年202名、福祉タクシー券の登録はあるということでございます。そういった方へ年間4万円のタクシー券ということで、そちらのほうも利用者の方から通年の利用が可能であるのか、終わってしまって困っている方がいないかも随時確認していきながら、連携した体制で支援をしていただきたいと思いますと思っております。

また、高齢者の移動手段確保の一環として、移動販売車の活用も有効だと考えます。行かずに来てもらうという考えです。例えば千代田町は2022年に移動スーパー「とくし丸」と高齢者支援に係る地域づくり協定を結び、高齢者の自宅前まで乗りつける移動スーパーを活用し、認知症の早期発見や保護、見守り、地域支援活動などに連携して取り組んでおります。地域スーパーと連携して日用品や食料品を高齢者の元へ届けており、単なる買物支援にとどまらず、見守り活動とも結びつけて、孤立防止にも効果を上げていると聞いています。渋川市でも、移動スーパーを広報紙やチラシ、イベントでPRをし、住民の関心を高めています。

本村でも、利用者の方は増えています。村として高齢者の移動手段の確保においては、公共交通や福祉輸送だけではなく、移動販売車や移動スーパーなども重要な支援手段の一つだと考えます。こうした仕組みを導入し、販売事業者と見守り協定を結ぶなどの支援策を検討していただきたいと思います。

買物に行く移動手段がなくなった高齢者にとって、自宅近くまで品物が届くというのは、安心感にもつながりますし、定期的な訪問を通じて、体調や生活の不安、変化を見守る仕組みとしても機能します。

本村においても、今後、運転免許証の返納や、認知機能検査により運転ができなくなる高齢者が増えていくとすると、移動販売の仕組みを地域公共の一部として位置づけ、積極的に導入支援していただきたいと思います。

販売業者の方のお話をお伺いすると、燃料の高騰などの中、移動手段を持たない方への移動販売を持続可能な形でお届けできるように、商品への販売手数料の補助、そういったものや、事業者への補助も自治体には考えていただきたいとのことでした。ぜひ、関係機関や地域スーパーなどと連携した検討をお願いいたします。

また、免許返納で、グラウンドゴルフに行けなくなる、行けなくなったとの声を複数いただきました。非常に寂しさが伝わってきて、胸が締めつけられました。1日券に統一されたふれあい館の利用については、デイサービスのよう支援を受けるのではなく、自分の意思で通い、健康を保つ自立型の通いの場としての活用も期待できます。

休館日を利用して、社会福祉協議会のほうで誰でもカフェ「#カタリバ」を運営していただいておりますけれども、いつでも集える場であるといいなと思います。

温泉やグラウンドゴルフを気軽に活用できる環境を整えば、高齢者の介護予防や外出のきっかけと

なるだけでなく、利用者の増加による税外収入や地域交流の活性化など、多面的な効果も見込めます。

以前、波多野議員もおっしゃっていらっしゃいました一日いられるサービス整備も考えていただきたいところでもあります。そのためにも、ふれあい館への移動手段を気軽かつ低負担で確保することが重要と考えます。ぜひ、こうした多面的な視点での施設整備や移動支援の在り方についても、今後検討いただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの須田議員の質問に関しましては、こちら通告にございますので、今、回答のほうは控えさせていただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 6 番須田議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 通告にないということでございました。

通告の内容についての質問ではありましたが、今回は意見としてお届けできればと思います。

これで、須田仁美の一般質問を終了いたします。ご丁寧に回答いただきありがとうございました。また、傍聴にお越しくださりました皆様、ご清聴ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位 3 番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を 1 時 55 分といたします。

午後 1 時 4 4 分休憩

午後 1 時 5 4 分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位 4 番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

8 番波多野佐和子議員。

〔8 番 波多野佐和子君登壇〕

○8 番（波多野佐和子君） 改めまして、皆さん、こんにちは。波多野佐和子でございます。よろしくお願いいたします。

再び、ここに立つことができたこと、再び、傍聴においでの方皆さんにお会いできたこと、本当にうれしく思っております。私のテーマは寄り添うでございます。初心を忘れず、自分らしくこの務めを果たしたいと思います。

それでは、1 問目、農業振興について質問いたします。

本村の農業は、暮らしや四季折々の風景を形づくる、守るべき基幹産業でございます。次世代に継承していかなくはならない重要な資源でもございます。村では、新規就農者を呼び込むための施策として、就農の前や、そして就農後の、それぞれのサポート体制を充実させなければならないと思い

ます。この村のそういった受入れ態勢です。具体的な施策を伺います。

これより先は、自席にて順次質問させていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 4月以降、既に3人の方が、新規就農の希望の話をしに、村のほうに来ております。就農計画の聞き取りを行い、就農するまでの概要説明をするとともに、職員がコミュニケーションを取りながら支援をしているところでございます。

また、農業委員会と協力しながら、農地情報の紹介、調整及び農地の賃借に関わる書類の作成までを支援しているところでございます。

さらに、群馬県中部農業事務所渋川地域農業課と連携を図りながら、営農計画の作成や農業技術の指導などを支援しているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 伺いましたところ、手厚い支援というものをなされているというところは、本当に心強いことだと思っております。また、その3人の就業者が、今後、本当にこの村で十分に自分の目標としたものが実現できるようなお手伝いを継続していただきたいと思います。

榛東村だけではなく、農業支援は全国的な課題になっております。新規就農者育成総合対策に沿った支援策を今まで以上に、さらに農業を志したい方々に寄り添い、そして榛東村で就農してよかったなど言ってもらえるように、さらなるご支援をお願いいたします。

また、そうした中で、農業に関する研修や情報交換の場が若干不足しており、宿泊を伴う専用の研修施設が欲しいとの声を聞いております。ありがたいことに、先ほども、3人の就農者が現れたというところでございますが、さらに、新規就農者や、そして農業に興味を持つ若者などが増えております。担い手の高齢化が進む中で、その知識、そして技術の継承、また新規就農者の育成など、学びと交流の場を整えることは必要不可欠であると私も思います。ですが、新たに施設を造るとなると、また財政的な問題がございます。厳しいと私も判断いたします。

そこで、現在、村が所有している公共施設の中で、農業研修等に活用できそうなスペースはないか、またそういった利活用の可能性について伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 波多野議員もご存じのとおり、新規就農者のための研修施設、宿泊所等の計画は、第6次総合計画ではありません。新規就農者の研修施設に限らず、施設を新築、または利活用するということは、工事費だけでなく、管理運営していくための経費が当然必要となっ

ます。

村としては、新規就農者研修先としては、今、制度にあります農業研修者受入農家等補助金制度を活用することが、現状に一番合ったものと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） その研修所というところでは、なかなか実現するのは難しいという答えでございますね。

これは、現場の声というものもすごく大事だと思います。農業委員会の方々や、そして新規就農者を含む、直にそういったところに携わる方々の声を丁寧にお聞きして、さらに継承や技術向上の上においても、そういった環境整備を進めていただくとありがたいと思います。

いずれにしても、村内を見ますと、遊休農地と耕作放棄地が目立ちます。遊休農地は農業委員会が判断される農地でございます、耕作放棄地とは、農林水産省が取りまとめた農家が今後も耕作をする意思がないという申告した農地でございます。

その中で、耕作放棄地に様々な問題が発生します。食料自給率の低下、近隣のうちへの悪影響、防災機能の低下、ごみの不法投棄など、それらをどうにかしなくてはなりません。自治体として、現在ある耕作放棄地をどのように活用していくか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 農地法では、農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬと規定されていて、農地の管理は所有者の責務となっているのがまず大前提でございます。村から農地の所有者に対して、遊休農地解消のための直接的な支援はございません。農業委員会が7月から8月にかけて農地パトロールを実施して、農業委員会から遊休農地の所有者に対して、管理の徹底を通知しているところでございます。

また、担い手や近隣の耕作者に対して、農地を借受けできないか話をして、遊休農地の利用を促しているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） そういった農業委員会の方々によるパトロールで、少しでも遊休農地が減ること、またそういったところが農地として生かされるようになる方向に進めていくというのも、行政としてはやるべきことだと私も思います。

農地としての再利用の中で、市民農園、今、榛東村では2か所あると思うんですけども、または

アグリツーリズムなど、また福祉施設と連携をして、農業の雇用創出や学習の場として利用することは、地域の活性化にもつながります。

私の知人の話なんですけれども、前橋の就労支援施設にて、野菜作りをして、収入を得て、意欲を持って働いていると聞いております。ぜひ、福祉施設と連携を図り、農地は農地として生かせる方法を考えていただけたらと思っております。

村にもそういった就労支援施設がたくさんあります。そういったところが連携して、そういったところに取り組むといったものを促すというような、行政としてもいいのではなかろうかと思います。

また、ここ榛東村は、立地的にはもう本当に最適です。村内外の耕作したい方々の窓口をまた充実させて、自然豊かなこの景色を維持するよう、活用してもらいたいと切に願います。

今回、村が作成したガイドブックというものがございます。今ちょっと手元になくて、皆様にお見せできないのですが、いろいろな場所の窓口にありますので、ぜひ手に取ってご覧になっていただきたいと思います。

その榛東村ガイドブックの榛東自慢の宝物というページには、様々な特産品の紹介がされております。榛東村の魅力が満載されたとてもよいガイドブックができたと思います。

その中で、農産物の特産品があれば遊休農地対策にもつながると思いますが、農産物での安定した特産品をさらに作る具体策があればお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 波多野議員も言っているとおり、農業を取り巻く状況は、生産農家の高齢化や後継者不足により、持続が難しくなっているところでございます。村行政でまた特産品を作るということは、非常に難しいです。中心となる指導者及び生産者がいなければできません。榛東村認定農業者等連絡協議会などから意見等出されましたら、これまで同様、村としても親身に伺ってまいりたいと思っております。

さらに、引き続きぶどう、ワイン、ハムなど、今後も村の特産品を葛飾区産業フェアや大洗あんこう祭など、イベント等でPRしてまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 私も議員になって、産業振興について努力されているというところは本当によく分かっております。

かつて、東京の築地で取引されていた私の地元なんですけれども、桃泉大根という今でいうブランドの大根がございました。高齢化や後継者不足によるものなのか、経済的な要因が分かりませんが、桃泉産の大根は今でもおいしいんですが、その名を聞くことはございません。

十文字大根、そしてまた国府の白菜のように、特定の地域でしか育たない、または作ると特においしくなる野菜が存在します。その土壌とか風土、いろいろなものが合わさってそういったことになるのかなと思いますけれども、榛東村にもそのような地域がきっとあるはずです。地元の農家の皆さんからの情報を得て、調査や研究をして、就農者に情報提供をしていただけたらと思います。

また、有機農業を地域ぐるみで取り組むオーガニックビレッジの支援という国の施策がございます。有機野菜の栽培を既にされている方や新規就農される方たちをつないで、オーガニック野菜が特産品になるように取り組んでみてもどうでしょうか。

次に、地域おこし協力隊についての質問に入ります。

令和7年度の予算額719万2,000円が計上され、いよいよ待ちに待った地域おこし協力隊がスタートいたします。その地域おこし協力隊員の主な役割は、地域ブランドや地場産業の開発、販売、PR、農林水産業への従事、住民支援など、地域活性化のための多岐にわたる地域協力活動を行うこととなっておりますが、村で公募した協力隊員の具体的なミッション等を教えていただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 7月1日付で任命を予定しております地域おこし協力隊員は、昨年度、各種専門媒体等で募集をかけて、公募の中から1名決定されました。任期である3年間の中で、受入れ先である榛東ワイナリー側の希望を基に、協力隊に課せられたミッション、それはワインの仕込みから分析に至るまでの製造過程を身につけること。若く新しい目線で、ワインのPRや販路の拡大を積極的に行うことが与えられたミッションでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 今からとても期待しております。

榛東村のワインは、しんとうワインです。評判は上々ですが、先ほどミッションの中にもありました販路拡大、あとはPR、そういったところが、やはり少しもっと推進していけば、さらに皆さんにいいぶどうだなと認識してもらえるものであると、私も自信を持って言えます。

ですが、昨今のワイン事情を見ますと、自社畑のブドウでワインを造るドメヌスタイルが増えております。急にはブドウの生産までは追いつかないと思いますけれども、これは、これからの課題というところで聞いていただきたいと思います。ブドウの生育からワインの製造までを完全にコントロールできるため、非常に個性的なワインを表現できると言われております。そしてそのワインは、また一つの特徴としまして、そのワインの背景やストーリーが伝わる新たな特産品になるであろうと期待いたします。

また、そこをいろいろな今までの話の中の地産地消の中で、そして地場野菜というところで、学校

給食でいうところの榛東づくしというのがございまして、そのような榛東産のオーガニック野菜、そしてオーガニック米、榛東産のオーガニックワイン等でフルコースが提供できるような、そんなお店も協力してもらえたら、地産地消だけではなく、地産都消も夢ではございません。

また、地域おこし協力隊を受け入れるからには、準備はしなくてはなりません。地域で効果的に活用できる環境づくりとして、住居、そして世話役、隊員の業務を指導するOJT役などのサポート体制はどのようになっているのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 日々の業務については、受入先であるしんとうワイナリー皆様が、直接指導してくれます。村としては、ワイナリーと密に連絡を取りながら支援していきたいと考えております。

協力隊の中には、地域社会にうまくなじめず、任期途中で退任してしまう隊員もいると聞いておりますので、現役のケアを専門に行っているNPO等にサポートを依頼したいと考えております。

村としては、定期的に隊員と面談を行う等、担当者だけでなく課全体で隊員をしっかりサポートしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 頼もしいお言葉をいただきまして、安心いたしました。

総務省によりますと、地域おこし協力隊の定住率は約69%で、うち46%が企業、約34%は就農していると報告されております。任期終了後の様々な支援が本当に必要になってきています。その方の人生に関わることであります。村としては、どのような支援を考えているか、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 先ほども述べましたが、任期中はもちろん全力でサポートしてまいります。任期中から3年後を見据えて、隊員が思い描いている夢や目標を実現するため、また村の地域活性化につながるよう、しっかりコミュニケーションを取りながらバックアップしたいと考えています。

また、任期終了した隊員のサポートを目的とした特別交付税がありますので、対象となるようならば、積極的に活用していきたいと考えています。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 終了後のことまでも含めて、村のほうで考えなくてはならない。これは本当に大きな事業だと思っております。また、榛東村にとっても有益なことだとも思っておりますので、熱いサポート体制をよろしくお願いいたします。

また、今回はその方が十分な働きを納めて、ぜひ成功させて、また次の課題解決のために新しい風で榛東村が活気づくよう、第二、第三の協力隊員が導入されることを期待しております。

ブドウのワインというところで、ブドウ組合のお話も出ておりますので、一つ申し上げるところでございますが、榛東村は、2か所のぶどう郷という大きな看板がございます。あれは本当に目立って、いかにも榛東村はブドウの村なんだなあというふうに皆さんが思うんですが、若干、色がちょっとあせてきておりますので、そのあたりもまた確認をしていただきたいと思います。

次に、3月定例会等で、機構改革についてございました。その後についての質問となります。

自治体の機構改革とは、自治体の組織や制度をより効率的に住民サービスを向上させることを目指して見直すこととあります。長期間の準備を費やして改革に踏み切ったわけですから、まずは機構改革の目的、そして組織として成長や維持、生産性の向上、効率化など、その後の効果がどのようなになっているか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、令和6年度につきましては、教育委員会に学校教育課と生涯学習課の2つの課を設置いたしました。また、令和7年度の組織機構改革につきましては、総務省が取りまとめる類似団体と比較いたしまして、榛東村の行政組織の係の数が大変多かったことから、将来の職員配置や職員採用を視野に入れつつ、中間管理職育成のための係統廃合と、機動的で効率的な事業運営を行うため、課と係を統廃合いたします機構改革を実施いたしました。

先ほどのご質問の中で、現状についてというところでございますが、機構改革につきましては、課を統合することによりまして、より起動的で効率的な事業運営ができるメリットはございます。また、デメリットといたしましては、所管が大きくなり、所掌事務が大きくなることです。今回それを補完するために統合した課におきましては、専任の課長補佐を設置しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 村の業務が、速やかに、ストレスなく、滞りなく行われるというところで、こういった改革を始めたわけですので、目的が達成できるよう、そして効果が表れる、それはもう前提として考えております。

また、機構改革によって、その情報共有、または連携体制にいささか不安もございました。そのあたりについてどのような整備をされたのかをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 波多野議員さんおっしゃる情報共有の点につきまして、今までは与えられた事務分掌につきまして、個々で仕事をこなすだけでありまして、課としての組織形成がしつかりとしていなかったことによりまして、日常のコミュニケーション不足があったことというのは否めません。そういうような状況でございました。

しかしながら、今般の組織機構改革に伴いまして、4月1日の人事異動から、係名の入った辞令を係長に交付いたしまして、部下を配置したことにより、係長が部下を指導し、事務分掌を司っております。これに伴いまして、各係の仕事につきましては、係名を冠する役職の者が事務分掌全体の進捗状況及び懸案事項等の確認を行いまして、上司に報告を行うという体制となっております。最終的に課全体の業務に係る状況等につきましては、課長のもとへと集約されまして、必要な情報及び連携体制を課内で共有することにより、業務の遂行に当たっております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 情報の共有というのはとても大切なことで、時には問合わせの中で、これはどうなっていますかという問合せがあったときに、担当者がおりませんのでというようなことがこれからはなくなるであろうと期待しております。

また、私が見る限りでは、職員同士の人間関係は良好のように見受けられます。小さい自治体だからこそできる強みを生かして、スピーディーな村民サービスが、今まで以上に、さらにできると信じております。

また、機構改革の目的の中に、職員の意識改革というものがございます。改革の目的が職員に伝わらなければ、職員は単なる形式的なものと捉え、逆にモチベーションが低下する可能性もございます。モチベーションの維持、または向上するために、どのような整備をしているのか、またはしたのかを伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 今般の組織機構改革におきまして、先ほど説明申し上げました係長の職名を配置し、部下を配置することで、本来の職務内容に従事できるようにしております。これによって、係長につきましても、業務のマネジメントの一端を担うこととなりまして、将来的に管理職を目指すために必要となるスキルについて、積極的に自己研鑽を積めるようになりました。

初めに、職員のモチベーションを維持するためには、まずは職場の環境づくりが必要であると考えております。職員自らが考えること、そして上司が相談に乗ることを通じまして、自らの役割を考え

てもらようにすること。そして現実に使える能力を発揮できるようにすること、つまり個々の能力を引き出すための職場の環境づくりが必要であると考えております。ひいては、それぞれ個々の能力が職員の適切な評価につながるものとなっていき、モチベーションの向上に寄与するものだと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） そうですね。やはり目標があれば、頑張ろうと。そして、みんなで力を合わせて、一つの事業、プロジェクトに前向きになろう。やはりそういった達成感とか目標というのは、本当にモチベーションにつながると思います。

職員が、健やかに楽しく業務に向き合える、それが最高の住民サービスになります。職員の幸せが、イコール村民の幸せでございます。職員の声をよく聞き、明るい職場になるように、皆さんでお互いを尊重して、風通しのよい職場にしていきたいと思います。

それに加えて、業務も複雑多岐となっている現在、人間、誰しも悩みはございます。環境を理解できる相手に相談ができると心は休まるものです。職員の心の健康の維持、そして改善のためにも、これから専門家によるカウンセリングを行えるような取組もよろしく願いいたします。責任感の強さゆえ、一人で抱え込んでしまわぬように配慮をお願いいたします。

次に、給食費完全無償化の影響についての質問となります。

完全無償化になり、約1年。順調に進んでいるようですが、メリットとしては、保護者の経済的負担の軽減や、教員の給食費の徴収や滞納対応などの事務作業が減り、教育に専念できる時間が確保されるなどの多くのメリットがございました。また、その反面、村の財政面、給食の質の維持。先ほど、須田議員から残渣についても質問していただきましたが、今回は給食の質の維持、家庭の責任感、または不公平感などの深刻な問題がございます。

学校給食の狙いは、児童生徒の心身の健全な発達を促すこととございます。相次ぐ食品の値上げで、当初予算のままで足りているのか、給食の質、栄養バランスが維持されているのか、心配でなりません。確かに、私もLINEで確認しましたが、先ほどのもやしの件については、私も同じく捉えました。変化なく提供されていると思いますが、改めて伺います。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 給食に関心を示していただきましてありがとうございます。また、LINEもご覧いただきまして、本当にありがとうございます。

令和6年の第4回の定例会での答弁と一部重複いたしますが、本村では、令和6年度に物価高騰等を鑑み、その段階で給食費の見直しをして値上げをしております。その値上げした額を基準として賄

材料費を算出し、一般会計から繰り入れているため、今年度も賄材料費は物価高騰を見込んだ額で計上されておりますので、現状ではその額で運用していくということになってございます。

発達段階に応じて必要なカロリー、栄養素、量等を計算して献立を組み、配食をしていることが大前提でございます。無償化前と比べて、量を減らしたり、副菜の品数や食材を減らしたりということは一切してございません。質、栄養バランスに影響が出ているのではないかというご心配でしたけれども、そのご心配は当たりませんので、引き続き子どもたちのために、おいしい、そして心身の健康を維持するに足る給食を提供してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 安心で安全なおいしい給食の提供の維持ができなくなるようであればというところなんですけれども、賄い費というところ、物価高騰のそのものを加味しての予算計上というところで、まずはというところなんですけれども、まだまだこれからいろいろなものが値上がりをするというところございまして、そういった場合に補正予算を組むべきだと思っております。

しかし、財政状況は厳しい。無償化を継続するために、ほかの公共サービスの削減をしてもなりません。給食がまずくなったなどと言われまいように注視してもらいたいと思います。

また、9月から新しい給食センターでおいしいご飯が始まります。ですが、昨今の米不足、新米ができるまでには、まだまだ半年近くありますでしょうか。給食の米は大丈夫だろうか。週に3回の米飯給食が減ってしまうのではなかろうかと、心配の声も聞きます。まして値段も上がり、昨年10以降、前年比で90%以上上昇しております。今までは、学校給食会にお願いしていたと思うんですけれども、そこを離れてのことでございます。米の安定的な供給についてお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 新センターでの炊飯給食の開始に伴いまして、昨年度より、玄米の確保につきましては、関係各所との調整を進めてまいりました。昨今の米不足が、多大な影響を及ぼしているということは、より難しさもちろんございましたけれども、現時点では、玄米の確保、精米、精米後のお米の搬入について、めどが立っている状況でございます。

また、学校給食会を離れてというご発言ございましたけれども、今後も学校給食会とは十分な連携を図りながら進めてまいりますので、そちらにつきましても、ご確認させていただければと思います。

また、令和7年第1回定例会の答弁でも申し上げましたけれども、また村長の冒頭の挨拶でもございましたとおり、今年4月に、村内の米の生産者の方に対しまして、学校給食への榛東産のお米の提供に関するご意向の調査をさせていただいております。おかげさまでご協力の意向を示してくださる方も多くございまして、これまで年2回の榛東づくしの日だけの提供だった榛東産のお米について、

提供の回数が増やせるのではないかという見込みを今持っている状況でございます。併せてお答えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 先ほどの発言の中で、学校給食会から離れてというところは、ちょっと大きな誤りといいますか、ご飯に関してというところでございまして、ほかの主食に関しては、引き続きお世話になるのではなかろうかと思っております。

また、米の量のめどが立っているというところは安心しました。そういった話で、またその回数を増やすというお話でございます。そういった不安を持ってお話される方には、説明をさせていただきたいと思います。

また、米の値上がりは家庭の食費を圧迫しております。子どもが十分な量の米を食べられない、栄養面での心配が増えているなど、子育て世帯にとって深刻な影響が出ております。その状況を、給食とはまた別のものかもしれませんが、その状況を鑑みて、対応をよろしく願いいたします。

そして、給食費の完全無償可のデメリットの中に、保護者による給食に対する関心や食材の内容への関心が薄れる可能性がございます。保護者が給食の内容や品質を意識し、子どもたちの食事に関する教育を怠る可能性も懸念しているようでございます。給食に対しての意識というものは、昔も今も大事でございます。そういった取組、給食費用が無料になったからといって、無関心になってしまわぬように、そういったところを向上させる取組等はございますでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 無償化と保護者の皆さんやお子さんの給食の関心というところに直接の相関はないというふうには捉えておりますけれども、給食への関心ということでお答えさせていただきます。

令和6年10月より始めました村のLINE公式アカウントによる情報配信システムを活用いたしまして、毎日の給食画像と献立名の配信を行っております。先ほど、議員のお話にもありました。ご覧いただいている方も多くいらっしゃるようで、本当にありがたいことでございます。LINEの配信状況は、保護者への周知から1か月程度で登録者数が300人を超え、現在は550名に届くかなというところまで伸びているところでございます。給食の提供を受けるお子さんのいる世帯がおおよそ900世帯弱と考えられますので、本当に概算ですけれども、半数以上、あるいは半数程度の保護者について登録してくださっているという状況があるというふうには捉えております。

このことから、給食への関心、特に献立に対しての関心は比較的高い状況にあるというふうには捉えております。給食センターといたしましては、LINEのほかにも、給食センターのホームページに

センターの紹介や、地元農家さんから届く新鮮な野菜の写真を掲載しております。またホームページでも毎日の給食について紹介をして、給食時間に流れる校内放送を一口メモで掲載したりするなど、給食がご家庭での話題になって、学校と家庭双方で食育が充実するように、情報提供に力を入れているところでございます。引き続き継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8 番波多野議員。

〔8 番 波多野佐和子君発言〕

○8 番（波多野佐和子君） 私も、LINE の設定をちゃんとポチッとしまして、給食が見られるようになっております。

お話によりますと、半数の世帯、900 世帯の中で 550 で半数というところなんですけれども、あれだけ調理過程だとか、地場産の食材だとか、そういうものが細かく見られるというのはとてもいいシステムだと思っておりますので、さらにこの数字を伸ばせばいいなと思っておりますので、そのあたりも、引き続き周知というところをお願いしたいと思っております。

そして、一番気になるところでございます今後の継続性についてでございます。期間を決めて、試験的にやったわけではございませんので、このまま継続できるのかを伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 給食費の無償化につきましては、永続的に継続する経費であることから、財政への影響は少なくないと考えております。財政の見通しといたしまして、中長期的には、全国的な人口減少の影響によりまして、生産年齢人口が減り、税収等の歳入が減少していくと言われております。村といたしましては、国や県の補助金など、該当する特定財源があれば活用するとともに、自主財源の確保に努め、事業の選択と集中により、健全な財政運営を行います。

学校給食費無償化につきましては、子育て世代の経済的負担軽減や少子化対策として重要でございまして、移住促進や人口流出の抑制に貢献するもので、今後も継続していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8 番波多野議員。

〔8 番 波多野佐和子君発言〕

○8 番（波多野佐和子君） 健全な財政運営というところでは、榛東村は子育てに優しい村、そういうところで、新しいおうちを建てられる方、重要視される方が増えてきているというのも肌で感じておりますので、そういったところが要因であるのかなというところでございます。いろいろなところを調整しながら、継続できるよう努力していただきたいと思います。

また、子どもの給食に対しての意見や要望を受ける体制ができているかというところでございます

が、実際に食べている子どもに聞くというのが一番でございます。それを基に改善も図られます。今は、やはり直接子どもに聞くということも大事でございますが、できれば教職員の意見なども本当は取り入れたいところでもございます。ですが、今回は子どもの意見や要望を受け取る体制ができているのかというところを伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 2か月に1回程度、幼稚園と学校の給食主任の先生にご出席いただいて、献立部会という献立を決める会議を開いてございます。その際に、直近の2か月の振り返りとして、給食献立に対する子どもたちの反応について、小中学校と幼稚園の先生から声をいただいております。栄養価等もございますので、お子さんたちの要望全てをかなえることはできませんけれども、この会議で、例えばですけれども、残渣が少ない等で子どもたちに好評であったメニューを多く献立に取り入れるなど、子どもたちの声は反映されているというふうに捉えております。

また、昨年度と今年度、榛東村学校給食センターが食育推進に関する実践協力調理場として、県からの指定を受けてございます。給食センターの栄養教諭と栄養士が、5月から2月までの期間、給食時や授業に各幼稚園、小中学校を訪問し、直接食に関する指導をしてございます。ここでも、子どもたちと直接献立を決めている人間が触れ合いますので、生の声を聞くチャンスがございます。

また、卒業すると榛東村のおいしい学校給食が食べられなくなるという中学3年生を対象に、毎年アンケートを取りまして、2月以降にリクエスト給食ということで提供してございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 安全でおいしい給食が継続してできるということ、そして子どもたちのリクエストとか、そういったものも対応できるということは、本当に榛東村の学校に通ってよかったなというような子どもさんが増えると思っております。まずはそれを維持していくためには、財源というところが本当に重要になっております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、ほかの公共サービスの削減とか、または手をつけなくてはならない、家庭でいいますところの教育資金とか、そういったところ、できれば残しておかなくちゃいけないような資金については手をつけずに、取り崩さずに、運営をしていただきたいと思います。子育てに優しい榛東村になるように、質の高い支援を引き続きお願いいたします。

また、給食費無償化ということになりますと、どうしても、収入未済額の徴収についても、やはり終わったわけではございませんので、引き続き行っていただきたいと思います。

これからも村民が不安に思うこと、疑問に思うことを積極的に情報を得て、説明責任を果たしてまいりたいと思います。

傍聴にお越しの皆様、これからも厳しく温かい目で議会を見守ってくださるようお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位4番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時55分といたします。

午後2時44分休憩

午後2時55分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

一倉総務企画課長から、発言の申出がありましたので許可いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません。先ほど波多野議員の質問のときに、機構改革のその後、職員のモチベーションの維持につきまして、私のほうで一部答弁が漏れてしまいましたので、補足で説明をさせていただきたいと思います。

本年4月1日から、機構改革が始まったばかりで、その成果につきましては、今すぐ検証することはできませんが、職員の給与面で言わせていただきますと、以前の給与体制は、職位に応じたものではございませんでした。しかしながら、その給与体制が役職に応じた職務職階制で、その職に応じた処遇に改善したことによりまして、より職員のモチベーションが上がるものと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 質問順位5番柳岡利精議員の一般質問を許可いたします。

3番柳岡利精議員。

〔3番 柳岡利精君登壇〕

○3番（柳岡利精君） 皆様、こんにちは。柳岡利精です。

傍聴にお越しの皆様、本日は多忙のところ誠にありがとうございます。また南村長をはじめとする執行部の皆様、そして共に議席を預かる議員の皆様、改めて今後ともよろしくお願いします。

では、まず初めに、南村長の公約の一つである教育環境の地域格差について始めたいと思います。

村長が掲げたICT活用による地域格差の解消と学力の向上の推進について、その現状と今後の対策について、南村長はどのようにお考えであるかお伺いしたいと思います。

以降、自席にて進めさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 柳岡議員の質問に対してお答えさせていただきます。

令和6年度、そして本年度も、新規の事業で、今年度は継続でICTの支援員に対する費用の予算をご可決いただいて、新しい事業として今進めているところであります。ただ、今回の質問の担当部局が村長部局でないために、所管する教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず、榛東中では、2021年度、2022年度に、パナソニック教育財団から指定を受けて、授業におけるICT利活用の研究を進めてまいりました。そのことにより、生徒が協力して行う協働的な学びの促進や、他者の意見の把握を容易にすることで、自分の考えの幅を広げて深めることについて、一定の成果を得ることができました。本村では、こうした基盤の上で、GIGAスクール構想による1人1台端末の利活用について研究を進めているところでございます。

村長のマニフェストを受け、授業支援や子どもたちのICT機器使用の環境を整えるために、令和6年度から、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、ICT支援員を配置しております。また、協働的な学びと個別最適な学びの具現化に向けて、授業改革推進アドバイザーを招聘し、子どもたちが主体的に学ぶための授業の在り方について研修を充実させております。

こうした取組を続けているところですが、成果の一例といたしまして、榛東中学校のデータとなりますけれども、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果によりますと、授業中のICT機器を週1回活用すると回答した生徒の割合が、全国38.8%のところ、榛東中学校では76.4%でした。無論、ICT機器を活用すれば学力が上がるという単純なことではありませんけれども、少なくとも、中学校において授業中に活用するという点においては、地域格差は解消に向かっているという分析もできると捉えております。

一方、小学校では、同一の設問で、全国平均が25.3%であるところ、2校平均は13.6%にとどまっております。また、家庭における個別の学習の充実などには、引き続き課題があるというふうに捉えております。

このような現状の分析に基づきまして、今後に向けてでございますが、ICT機器を活用することで学びを進める効果があると考えられる場面で、教諭が適切にICTを活用した授業を進められること、また子どもたちが支障なくICT機器を活用し学習を進めたり、学びを広げたりすること、さらには、子どもたちが自立に向かう過程でその必要性を自ら判断し、また適切に活用できることを目指して、現在も教育施策を推進しております。

主体的・対話的で深い学びのさらなる実現を進める中で、ICT機器のより効果的な活用の在り方について、研究を継続しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ありがとうございます。

ただ、榛東村からも、中高一貫校へ進む生徒も多くなってきております。ですので、子どもたちという枠でいくと、中学校のICT教育については評価するところがあると思いますが、小学校においては、やはり、同じ新学期からスタートしたラインに立ったとしても、既に地域格差によってスタートラインが違っていたなんていうことにならないように、ぜひ、南村長のマニフェストに従って、地域格差を縮めていただけるよう進めていただけるよう、よろしくお願いいたします。

ちなみにですが、南村長が議員でした頃、地域教育格差を確認したいということで、吉岡町の小学校に視察したいとおっしゃっていたときがございました。しかし、コロナ禍で視察できないということで、残念だとおっしゃっていましたが、その後実現されましたでしょうか。南村長、お答えください。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時3分休憩

午後3時5分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 村長になってからでお答えするということでよろしいでしょうか。

先ほども答弁させていただいたんですけれども、担当部局が教育委員会ということでありますので、教育委員会のほうにはもちろん私の掲げたマニフェストのことはお話ししておりますけれども、直接私が他の学校に行くということは、今のところ、今回の件に限らず、ほかの学校の授業を見るとか、そういう機会は今のところございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 答弁、ありがとうございます。

では、担当部局に同じように、例えば、吉岡町の駒寄小ですとか、明治小ですとか、吉岡中学校ですとか、そちらのほうへの研修とかには行かれたことはありますか。行かれたことというか、ここ数年の中で、交流を含めて伺っているでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 須永教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） ちょっと、私の理解が、質問に対する的確な答えになっているかどうか分からないんですけれども。榛東村と吉岡町の教育委員会と、榛東村と吉岡町の学校で、情報交換をし

たり、交流をするということについては、十分行っています。

ただ、そのＩＣＴに関わって、吉岡町の学校を視察に行くかということについて、私は必要性を感じておりません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 教育長からのご意見も伺いました。

視察する必要性を感じてないという、ちょっと残念なお話を伺ったわけですが、ぜひ、全国でも、文科省が進めているリーディングDXスクールの選定校でもございますので、参考にされてもよろしいかと思います。

では、次に、榛東村における児童生徒の学力向上対策についてお尋ねします。

榛東村の小学校と中学校における、それぞれの学力の状況をどのように認識していच्छいますか。よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校教育法第30条第2項によりますと、学力は基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力など、それから、主体的に学習に取り組む態度と規定されてございます。学力とは、様々な側面から子どもの姿を分析して、総合的に捉えられるものと認識をしているところでございます。

その意味において、学力の一側面を捉え、予測不能な社会を生きる力を育むために必要な力をどの程度子どもたちが身につけているかを調査するものの一つに、全国学力・学習状況調査やC R Tの標準学力調査等がございす。これら調査の目的は、児童生徒の状況を把握し、その課題を分析することで、教員の指導や授業をよりよいものにすところとございす。

これらの調査、各種調査の子どもたちの正答率は、おおむね平均並みであるというふうにえ捉えておりますが、そのことに意味があるということではなく、そこからどのような課題が把握でき、どのように授業改善につなげていくかを分析することに意味があるというふうに、本村の教育委員会で考えております。

そして、その分析の結果、課題としては次のようなことが明らかになってございす。

まず、本村の子どもたちは、示された条件を過不足なく踏まえて考えること、また、必要な情報を選んで考えることには課題があるというふうに捉えております。次に、もう一つ課題がございまして、子どもたちは対話というものが課題の解決に非常に有効であると、対話の有効性については理解をしております。ですが、その対話の意図や目的を考えながら、自ら対話を進めたり、収集した情報やデータの種類を分析・分類、活用したりすることには課題があるという現状も捉えております。

これらの課題を踏まえて、具体的な授業改善の在り方について、現在研修を進めているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 分析結果を含め、いろいろな観点で検討されているということを初めて知りました。ありがとうございます。

では、一面と言われている中において、吉岡町の実績という形ではないですが、C R T標準学力調査において、吉岡町で発行する議会だよりの17ページ、坂田一広議員の一般質問の記事が載っております。そこでは、小学校のC R Tが平均を100とすると、学年平均122と驚くべき値を示す科もあったというふうにございますので、その中において、吉岡町のホームページを見ると、やはりI C Tを効果的に、適所適材で使っていたから、こういう形の結果も導き出せたのではないかという一面も記載されておりました。ですので、興味を持って、これらの事例も研究材料にさせていただきたいと思えます。

ちなみに、吉岡町の小学校、中学校においては、海外のルワンダからの視察が2回ほど入っているそうです。近くて遠い吉岡町の義務教育の環境ではなく、近いからこそ、お金も時間も節約できるいい材料だという形で私は捉えておりますので、ぜひ、そのような活用もご検討ください。

続きまして、G I G Aスクール端末の更新とI C T教育環境の整備についてお伺いさせていただきます。

本年8月に予定されているW i n d o w s タブレットからC h r o m e b o o k への切り替えが予定されていると伺っております。これまで榛東村では、W i n d o w s ベースのタブレットを1人1台、児童に配置してまいりました。ただ、ランドセルが重いですとか、起動が遅いですとか、いろいろなエラーが出て、授業の妨げになるような話も、保護者や教育関係者からも聞かれております。また低学年の児童には操作が難しい、重い、壊してしまいそうだということで、低学年のタブレットの活用が少ないということも伺っております。

一方、新しいタブレットは、このような観点をしっかりと克服できるものかどうかも含めて、W i n d o w s タブレットでのこれまでの課題とこれからの改善点、そして、この入れ替えによってどのような効果が期待できるのか、切り替えた理由も含めてお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時14分休憩

午後3時15分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

3 番柳岡利精議員。

〔3 番 柳岡利精君発言〕

○3 番（柳岡利精君） では、教育委員会では学力向上についてどのように議論しているか、今後どのような具体的な施策を講じていくかお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほどの答弁でご説明申し上げました本村の子どもたちの学力向上推進上の課題を解決するために、本村では、授業改革アドバイザーとして、元文部科学省視学官を招聘し、継続的な授業改善に取り組んでおります。子どもが考える過程に視点を当てて、その授業の狙いを達成するために、どのように授業デザインするかをまとめて示すための授業デザインシートを全校で統一して用いております。

このデザインシートは、5つの視点からなるものですが、5つの視点とは、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すに当たり、授業の研究の視点を示したもので、目当て、見通し、学び合い、まとめ、振り返りの5視点でございます。

課題を解決するときの子どもたちの思考は、次の5つの過程と捉えております。まず課題を捉えること、2番目に既習事項や与えられた情報・経験などを手がかりに見通しをもって、3番目として自他の考えを比較検討し、4番目、自分の考えを再構成して表出し、5番目、最後に自らの思考の過程を俯瞰して振り返るという流れがあります。この5つの過程で、一つでもうまくいかないことがあると、課題解決が阻まれますので、授業デザインはこの5つの過程を踏まえて行うという理論から生まれたものでございます。それを具現化しやすいよう枠組みを示しております。この5つの視点を基に授業を計画し、また授業研究することを継続的に進めているというのが基本的な方針です。

その具体策といたしまして、教科の本質を明確にするための教材研究が十分に行われることが授業デザインの基盤であることから、今年度より、村の研究所組織において、継続的、計画的な研修を始めたところでございます。

こうした取組は、文部科学省においても一定の評価をされておりまして、ルワンダではないんですが、横浜市や久喜市の小学校、国立教育政策研究所等からの視察も受けている状況でございます。

また、実践の一部は、文科省の刊行物、中等教育資料、これは書店でお求めいただけますけれども、この2月号に榛東中の実践が掲載されてございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3 番柳岡議員。

〔3 番 柳岡利精君発言〕

○3 番（柳岡利精君） ありがとうございます。

中学校の教育も含めて、今お話しあったように、デザインシートを使いながら、いわゆる、いろん

な資料を拝見させていただくと、授業スタンダードという観点でつくられているものと認識しております。

ですので、中学校でなされていることを小学校までしっかりと浸透させていく活動、例えば小学校1年生のフェーズにおいても活用していらっしゃるのでしょうか。お答えください。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 全小中学校で取り入れているシートでございますので、小学校段階から取り入れてございます。また、元視学官の招聘も小学校段階から行っておりますので、デザインシートについては小中ですので、9年間の継続的な取組ということになっております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ありがとうございます。

今、手元にパナソニック財団さんの榛東村の中学校についての研究成果発表という形で、アドバイザーのコメントで、大阪教育大学の木原先生のコメントがあります。多少データが古いかもしれませんが、その中でも、榛東中でやっていることはすばらしいというお褒めの言葉と、加えて、ICTの教育、ICT化、デジタルの活用を進めてほしいというコメントもございましたので、その辺も踏まえて、今後進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、先ほど少し始めてしまいましたが、GIGAスクール端末の更新とICT教育環境の整備についてお尋ねします。

8月に予定されているWindowsタブレットからChromebookへの切り替えるに当たって、これまでの課題と今までの改善点等をどのように捉え、どのような効果を期待しているか、切替えの理由も含めてお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） これまで、Windows機を使っていたわけですが、5年の中で明らかになった課題といたしましては、教員のICTスキルやリテラシーに差があること、端末を効果的に活用できていないケースがあるということが挙げられます。これらについては、教員間スキルの差を埋めるための研修や、各校の活用状況を校長会議等で情報共有を行っております。

また、先ほど来申し上げておりますけれども、ICT支援員を各校に配置しておりますので、授業準備支援など、教員の困り事の解決を図ってまいりましたし、これからも継続して行っていくつもりでございます。

また、Windows機につきましては、課題といたしまして、ソフトウェアのアップデートなど、

導入後の運用経費や管理負担の大きさが課題となっておりました。この課題を解決して、運用管理の簡素化と低コスト化を実現するために、今回Windows機からChrome機へのOSの変更を決定いたしました。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 利用を含めて、いろいろと検討されていることを伺いました。

今後とも、新しいChromebookに切り替えていって、最終的には子どもたちがしっかりと学べる環境をつくっていただけたらありがたいです。

続いて、WindowsタブレットとChromebookは、外見こそ似ているものの、操作性や管理、使うアプリなど、異なる点が多くあることは周知の事実だと思います。今回は、年度の途中で切り替えるため、教職員、先生方や、児童生徒にも戸惑いが生じ、授業に支障が出る可能性も懸念されます。

そこで、伺います。

2学期の9月までに、移行を円滑に進めるための準備態勢をどのように進めているか、お考えをお聞かせください。特に、授業の要となる先生の操作研修や模擬授業、保護者への説明等々、クラウドシステムによる通信料が増すことへの対策などを中心をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 端末の更新が年度途中にあるということで、現時点でのスケジュールでは、更新は夏休みを予定しております。そのため、2学期から授業で活用できるように、教員向けの研修を夏休み中に計画しております。

また、各家庭に対して、対応端末の破損時の対応や使用ルールやマナーなどを含め、説明の方法は確定しておりませんが、何らかの形で説明を行う予定ではあります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ありがとうございます。

いろいろなスケジュールを考慮していただいていることを知りました。

もし、教育委員会のポリシーに従い、学校の先生にGoogleのアカウントを前倒しで配付していただければ、今からでも、授業に使うアプリの研修や研究や、今までのWindowsで作成していた教材の移行作業等を進めていけると私は思っております。

また、一般的になっている動画での保護者説明、Wi-Fiの環境設定など、いろいろな形での提

供もお願いしたいと思います。

また、タブレットの管理番号のシール貼りですとか、動作環境の確認ですとか、これらは特に技術は要らないので、保護者のボランティアを募りながら、協力してもらうことも検討していただければ幸いです。

子どもたちの環境に影響が少なく済むような、計画的な準備体制を望みたいと思います。特に、高校受験を控えた中学3年生には、丁寧な対応をお願いしたいと存じます。

次に、教員の校務での運用体制について伺います。

今回の入替えにより、先生方は異なるOSのパソコンとタブレットの2種類を日常で使い分けることとなります。負担や混乱を招き、日常業務にも支障を来すのではないかと危惧しています。これは、子どもたちの授業にも少なからず影響が出るのではないかと考えております。

このような体制について、教育委員会としてどのような課題を捉え、どのようなサポートを検討されているか。最終的にはどのような姿を求めているのか。ご意見をお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 校務ではWindows、授業ではChromebookということで、教員の負担が増えるのではないかとご質問かと思っておりますけれども、まず、校務用の端末で作成した、Word、Excel、PowerPointなどのソフトを用いて作成したものの大部分については、Chrome機でも動くということは確認しております。加えて、現在Windows機で利用しておりますMicrosoft Teamsと呼ばれる情報共有ツールなどについても、Googleが提供する代替ソフトで代用が可能ということで承知をしております。

また、授業で利用するアプリケーションについては、ウェブブラウザで起動するため、OSの影響は受けないということも確認しております。

これらのことから、授業に対しての影響はないと考えております。

先ほど来、繰返しになりますけれども、ICT支援員の活用、それから夏の研修等の活用によって、授業に支障がない、子どもに影響がない導入を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） いろいろ検討していただいて、ありがとうございます。ソフトランディングできるよう、よろしくお願いいたします。

続いて、夏休みや学級閉鎖などの授業ができないときのタブレットやICTの活用について伺います。活用についての計画はございますでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず、長期休業中には、端末を持ち帰り、適宜必要なコミュニケーションを担任等と取れるような環境を整えるように、既に学校に指示済みでございます。

また、家庭の通信環境が整わないというようなケースを想定いたしまして、ポケットWi-Fiの対応等、通信環境に家庭による差が出ないように配慮をしております。長期休業中については、そのような対応をしております。

また、感染症の流行や非常変災等で学校の授業ができなくなるような場合等、オンラインでの学習が必要となる場合には、適切に行うよう、併せて指示をしております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

ある保護者の方から、「夏休みも先生とちょっとでもつながっていられば、うちの子も安心して勉強に向かえるんですけどね」、などというお言葉も伺いました。他の市町村においても、同様に夏休みも先生とつながる活動に取り組んでいるようです。また、宿題はどうしても、最初、もしくは最後にまとめてやってしまうという流れで、それ以外については、学ぶ場から少し離れてしまうという状況も起きてきております。週ごとに課題を出す工夫ですとか、これは自動でできたりしますので、そのような工夫で、学びのペースを保てる仕組みも有効だと考えますので、せっかく新しいタブレットに更新される今こそ、学習支援だけでなく、子どもたちの心の見守りにもつながる活用に、前向きに取り組んでいただくことをお願いいたします。

続きまして、近隣自治体との情報共有や連携をどのように考えているかについて質問させていただく予定でしたが、教育長のほうから、既に回答と同じ形のものを伺っておりますので、加えて、こちらのほうからお話をさせていただくとすると、やはりChromebookの導入、これ、近隣のところとは4年間差があるという認識です。ですので、その4年間で少しでも縮めるためにも、近隣の市町村の学校の実績を少しでも多く榛東村に活用していただける活動もお願いしたいと思います。

続きまして、GIGAスクール構想2.0についてお尋ねします。

この取組について、教育委員会ではどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） GIGAスクール構想2.0というお話でしたけれども、現在文部科学省が掲げているのが、令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針についてでございますので、以下、文科省の通知の内容に関わる見解として述べさせていただきたいと思います。

令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針については、令和7年1月24日付、文部科学

省初等中等教育局長通知、「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針及び学校のICT環境整備3か年計画について」にあるように、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改革のために必要不可欠な学習基盤であるICT環境を整備する必要があるというふうに通知されておりますので、そのように認識をしております。

その上で、限られた予算を効果的、かつ効率的に活用する観点から必要とされるICT機器を整理し、学習目的に応じた機種を選定をするとともに、前回の臨時会でご説明申し上げましたように、財源の確保に努めております。

さらに、各学校において、ICT機器だけでなく、ネットワークなどICT活用に必要な環境を整え、学習活動の充実を図っていくことが重要と捉えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございました。

GIGAスクール構想では、もはやタブレットというICTの環境整備にとどまらず、授業そのものの質の改革が問われていると私は読み取っております。

ですので、今後ICTをうまく適所適材で有効的に使いながら、タブレットを教育の一部として日常に溶け込ませながら、先生方が無理なく使いこなせるような支援をぜひ今後とも強化していただきたくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

学童保育におけるWi-Fi環境の状況、こちらのほうを確認していきたいと思います。併せて、タブレットの学習支援の状況についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） まず、学童保育所ですが、保護者が不在の小学生が放課後に安全に過ごせるように、遊びや生活の場を提供するための施設でございます。村の設置している各学童保育所に、村としてWi-Fi環境は整備しておりません。しかし、指定管理者において整備されている状況もありますが、児童のタブレット端末の持ち込みによる接続は想定しないと伺っております。

なお、学童保育所に関しましては、南村政になりまして特に力を入れてきたのは、学童保育入所申込みのあった児童全員が学童に入所でき、待機児童を出さない、ゼロにするために、関係各所に協力をいただき、期間がない中、スピード感を持って、令和6年度、7年度と、学童保育所を1か所ずつ増設をいたしまして、スピーディーに村民ニーズに対応してきたところです。

現在、学童保育所での宿題実施時間は、各法人30分程度で設定しているようです。漢字ドリルや計算ドリルなど、タブレットを使用しない方法によるものです。学校に確認したところ、タブレットで

W i - F i を必要とする宿題は、高学年のみ、週に1回程度と聞いております。

今後につきましては。指定管理者はもちろんですが、学校での宿題の内容なども踏まえ、必要に応じて協議をしたいと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、学童保育所の目的は、まず第一に、安全に放課後に学童をお預かりすることとしており、また、待機児童ゼロを継続できるように引き続き取り組む所存でおります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3 番柳岡議員。

〔3 番 柳岡利精君発言〕

○3 番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございました。

先ほど、学童保育を利用するニーズというお話がございました中において、保護者から、やはり、学童保育から帰ってきて、夜遅くタブレットを開きながら宿題させるのはどうかと。できればW i - F i 環境を学童にもしてほしいという声が上がっています。特に近隣の市町村では、既にW i - F i の環境が整っており、学習ができる状況です。ですので、榛東村もぜひ前向きに取り組んでいただけるよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、第7次総合計画の策定プロセスと住民参加について質問させていただきます。

第6次榛東村総合計画の成果と課題をどのように総括しようとしているかについて質問させていただきます。

公開されている情報に、第6次榛東村総合計画進捗状況というものがございます。そこに進捗表がありますが、5年、6年の実績値や、4年から6年の目標値が記載されていない箇所が多くございます。このような状況を踏まえ、これから第6次総合計画の総括をどのようにされようとしているのかお尋ねします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 第6次総合計画の成果、課題をどのように総括しようとしているのかというところでございます。

初めに、総合計画につきましては、計画人口ビジョンというところがございます、その人口ビジョンとの間には非常に密接な関係があります。先に策定されていました第6次総合計画の人口ビジョンによります計画人口にどれほどの差があるのか、または、それに対する人口の確保のための施策や子育ての施策、内容に差異があるのかを検証していかなければならないと考えております。

第6次総合計画を総括するに当たりまして、各施策の目標指数に対する各年度の実績値等につきましては、こちらでも把握しております。現在、人口ビジョン等の目標期間というのは、いろいろと総合計画の期間よりも長くなっておりますが、第7次総合計画の策定時につきましては、改めて総合計画の計画期間におきます人口ビジョン等、その上で総合計画の計画年における目標人口を位置づける

必要があると考えております。

それらを踏まえた上で、総括につきましては、今後、令和6年度の実績値についても把握を進めていき、榛東村総合計画審議会で総括を予定しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございました。

第7次総合計画のお話も一部入っていたようにも感じられますので、2番に関しては、少し省かせていただきます。

ただ、1番に関して、人口の整理については、ある意味、いい意味で裏切られたグラフになっていると私は捉えています。ですので、減っていくという計画と今横ばいという実績、これらについて、第7次総合計画においては考えていただき、また、新聞で取り沙汰されているように、関係人口という観点からも、第7次総合計画においては、ぜひ盛り込んでいただく形でお願いしたいと思います。

続きまして、計画策定における住民の参加の在り方について、どのようにお考えであるかお尋ねします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 第7次榛東村総合計画の策定におきましては、住民の方から多様なご意見を頂戴したいと考えております。

その方法といたしまして、ワークショップ、アンケート、パブリックコメントとともに、審議会にも有識者等のみでなく住民の方にご参加いただく予定です。

また、同時に策定を進めております都市計画マスタープランで得られる住民意見も、総合計画の策定の参考とさせていただくことを想定しております。

住民参加と協働を進めるためには、ワークショップなどによる住民との議論、その後、職員による意見集約や政策分析を行った上での政策への反映が重要になるものと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございました。

今回のこの質問の最大のポイントは、今お話があったように、多くの村民に参画していただくことだと思っております。単にアンケートで声を拾うだけでなく、また、一部の有識者の討議だけでなく、例えば、前橋市が行っているようなテーマごとのタウンミーティングなど、議論する場を多く持っていただき、住民参加率を高めていただきたいと思います。

そして、どのように高め、有効な意見を反映していくかが、今後10年の総合計画であり、榛東村に住み続ける村民のものにするための必要なプロセスだと考えております。

先ほどお話しした関係人口のお話もそうです。榛東村に関心を持った方が、この計画を見ながら、私たちにとって魅力的だなと思ってもらえるようなものにしていく必要もあるかと思います。

また、児童生徒においては、榛東村の未来の絵を描いたコンテストを実施するなどを考えて、子どもたちがより身近な計画である、自分たちの計画だというふうに思ってもらえるような活動もぜひお願いいたします。このコンテストに関しては、学校で1台配付しているタブレットで、各デジタル的な絵の活用も、大人の参加もオーケーにさせていただけると、より深まると思います。

第7次総合計画は、榛東村のこれからの10年を形づくる極めて重要な方針です。単に役場の内部の計画にとどめることなく、榛東村の村民一人一人が榛東村の未来を自分ごととして考えられるような計画とすることが、榛東村の持続可能なむらづくりにつながると考えます。

そのためにも、これまでの成果と課題をしっかりと踏まえた上で、各分野の個別計画とともに、実効性のある内容として定めていただけるようお願いしたいと思います。

最後に、その個別計画の進捗状況を踏まえて確認させてください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 総合計画と個別計画の関係性におきましては、政策形成や実施におきまして、非常に重要な役割を果たしていると思います。

まず、総合計画とは、地域の将来像や目指すべき方向性を示す長期的な計画である一方、個別計画は、総合計画に基づいて、具体的な施策やプロジェクトを実施するための詳細な計画でございます。

具体的には、総合計画に関する計画として記載されておるいろいろな子ども・子育て支援事業計画、障害者福祉計画、教育振興基本計画、榛東村農業振興地域整備計画など、特定のテーマや課題に焦点を当てた計画がこれに該当し、総合計画との整合性を図るものとしております。

以上になります。

あと、申し訳ございません。補足になります。

第7次榛東村総合計画の策定におきましては、住民の方から多様なご意見を頂戴したいと考えております。その方法といたしまして、ワークショップ、アンケート、パブリックコメントとともに、審議会にも有識者のみだけでなく、住民の方々にご参加いただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ぜひとも、それらの活動にしっかりと取り組んでいただけるよう、実は私もワークショップに参加した経験がございます。ただ、ちょっと時間が少ない感じもしますので、全て

のことに對して討議をしたということについては、まだまだ不満を持ったりしておりますので、ぜひ、いろいろな方のご意見を反映できるように、よろしくお願いいたします。

透明性のある活動において、しっかりと計画を立てていただけるよう、進めていただけるよう、心から申し上げ、以上をもって私、柳岡利精の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位5番柳岡利精議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を午後4時といたします。

午後3時49分休憩

午後4時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位6番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君登壇〕

○9番（中島由美子君） 皆さん、こんにちは。本日6番目となりましたが、傍聴にお越しいただける方が全部見ていけるようにということで、善養寺議長のお計らいで、実は明日の朝一だったんですけども、この場所に入れていただけることになりました。私、5区5班の中島由美子でございます。快晴の本日、多くの方々にお越しいただきまして、村政の課題を共に議論いただきますこと、高い席からではございますが、大変感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

今回、村政の再建と、村政は村民の負担を増やさず暮らしを豊かにを通告しています。

項番1の村政の再建は、基地対応、危機管理の詳細を村側にただす立ち位置から行うものであります。特に、基地対応とは、基地が村内にある、すばらしいことですね、ある意味。そして、管内には1,600名を超える自衛隊、村民の方々がいらっしゃるなど、その活力を村政に生かしていただけるのでは、の視点でございます。

危機管理とは、防災拠点が12月に開館となる予定と聞いております。本当に高額な公共施設でございますけれども、それらの効果的な利用についてただすものであります。

まず、5月14日の愛知県の小牧基地のT4練習機が墜落という事故がございました。もう早いもので、ほとんどの方がお忘れになっていらっしゃると思いますけれども、これを書いたときは、本当に喫緊の課題でございました。その中で、村独自として、基地所在市町村として、独自に危機管理の観点から調査・検討されたことがありましたら、簡潔にお答えください。

なお、自衛隊との関係については、4月の自衛隊記念式典に、基地周辺市町村の議員のほとんどが参集されたわけでございますが、本村議員は通知がされていなかったということでございます。第12旅団での訓練等の安全性を確認することができておりません。というのは、記念式典と言いながら、

全ての訓練機、全ての訓練の成果を拝見する、確認をさせていただく日でもあろうかと思います。そうすると、今までの1年間のものが、村会議員がもう確認する機会がなかった。今後1年間も、そういったことを知らずに基地対応していくというようなことになるのかなと。私ども議員が、村民の皆様への安全・安心のご説明をいかに行っていくのかという答弁をお願いしたいと思っております。

それでは、自席に戻って、よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、中島議員のお話にございました、こちら、まずは地方自治体の危機管理というところでございます。

こちらにつきましては、災害やテロ、感染症など、想定外の事態が発生した場合に、住民の生命と財産を守り、社会機能の維持・復旧を図るために、事前の準備と対応、そして事後の復興を包括的に行うこととなっております。

また、先ほど、事故が起きたときの状況把握についてお話ございました。今回のような形、直接関連性のない事案等につきましては、まず当課におきまして、一般的な報道や情報を整理することとなっております。ただし、榛東村に事故機と同型機等が配備されて運用されている場合には、これから、国も随時情報提供等、こちらで取得するような状況でございます。

以上でございます。

あと、申し訳ございません。もう一つ、自衛隊の式典に関しましてお話がございました。

こちらにつきましては、村が実施する事業、イベント行事等ではございませんので、こちらについてはお答えすることができません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。

危機管理ということで、最高位の危機管理についてお答えいただいたように思いますが、危機管理といっても、ふだんと違うこと、すぐ対応できるかどうかという意味の危機管理という言葉で私は使っていきたいなと思っております。

基地の村として、議員の立場においては、常に緊張感を持って見ていくと。そして基地があることの活力を生かしていくという観点ですが、これまで、自衛隊とは覚書などで3度ほど協議されていると記憶しておりますが、オスプレイなどの配備の今の現状と、今後オスプレイはいつ配備されるのか、分かっているなら公表していただける範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員のお話でございますが、やはりこちらにつきましても、村の一般事務のところ、行政事務に関わることはございませんので、回答のほうは控えさせていただきますと思います。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 私が申し上げるまでもなく、これまで何度その協議を行ってきたということが一番新しい時期でいいますと、令和3年11月12日に、榛東村長が北関東の防衛局長に、オスプレイの運用についてというなお手紙も書いています。だから覚書等、そういったことの今の現状というのをお尋ねしたのと、あとオスプレイについてという特別なものだったわけでございますが、総務企画課長の回答ということで、結構でございます。

次に移ります。

そして、オスプレイについては、今の段階では分からないということで回答いただいたと思っております。

続いて、基地の隊員さん、1,600名もいらっしゃって、村外の営舎だったりするとたくさんいらっしゃるわけで、この方たちの活力をどうやって村政に生かしたらとか、演習場内の原木の切り出し等、かねて相馬原という草刈場であったことから、そういった村内の食料確保や産業の創出など、それと、あとは基地の隊員さんがこの4月から、シャトルバスというので高崎駅までのバスが出せるようになったということであるんです。だから、基地の皆さんがそういうバスをお持ちであれば、今度は村からは村バージョンのシャトル等の考え方もできるんじゃないかと思うんですが、そういうことについて、執行の情報といいましょうか、お考えがあれば、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員のご質問にあった件に関しまして、通告にございませんでしたので、回答のほうはできません。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 執行と議会の立場は、二元代表制といっても違うわけですから、議員に寄せられる村民の皆様の声というものを議会の中で議論をしていくということは、執行としてどうお考えかと。執行がやらないのに議会はしないほうがいいのか、議会は議会で検討してもらってもいいんじゃないかという、そういう一般論で結構です。お答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど一般論でというお話もございましたが、通告にございませんので、回答はできません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 通告にないというのは、分からないから答えられないというときに使うのか、全く答えたくないから使うのか、いろんなケースがあらうかと思いますが、そういうことも随時考えて村政に当たっていただきたいなということで、次に移ります。

これも危機管理ということに非常に関わる問題なんです、2 番目として、今年4月、4課が2課になったりとか、いろいろ課が動いたんだろうと思うんですけども、課が統合された。いざというときの危機管理、機動力に欠けるのではと。また職員数が13人、去年増えたということで、村民サービスの向上は確認できていますかと。各種サービスの向上について、分かる範囲でお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 失礼いたしました。先ほどの議員の質問でございます。

こちら、令和7年7月から、総務課及び企画財政課が総務企画課に、そして、税務課及び会計課が税務会計課に統合されております。危機管理部門、こちらをつかさどる総務企画課といたしましては、課長を筆頭に、参事、課長補佐3、そして係長5、主査5、主任2人、また主事2名の計19名の構成の課となっております。

こちら、総務企画課の業務部門につきましては、旧総務課部門及び旧企画財政課部門に分けて実施しておりまして、危機管理部門にカテゴリーされます基地対策関係、防災関係につきましては、こちら旧総務課部門において、前年と同様に正副担当者制度の下に引き続き業務を行っております。

また、先ほど職員の13人の採用に関しまして、その後、村民のサービスの向上というお話がございました。村民のサービスの向上を図る基準というのが何なのか、難しいところではございます。例えば、窓口では待ち時間の短縮、使用料金の負担の軽減、新たな事業の実施など、何をもってサービスの向上に問われているというのは分かりませんが、今後も効率的な行政運営を基本としつつも、必要な人員を確保しまして、適正な人事管理を行うことによりまして、公平公正な事業運営に心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 何をもって村民サービスの向上というところに思いを致すと、様々な指標があるということだろうとは思いますが、この数年、この一、二年で、サービスがよくなったよとい

うことのご評価が届いているかどうかということでもお聞かせいただければよかったですと思いますけれども。

そういう中で、指標の一つになる昼当番体制なんですが、服務規程では時間から時間ということが決まっていると思われるんですが、その中で、場合によって、お昼当番がない課もお客様が遅くなつてずれるとかということはあると思うんですが、村民に全く関係のない課というのはなくて、従前はちゃんと昼当番制度が実施されていて、正副担当というので、先ほどは波多野副議長がおっしゃった電話しても分からない、担当がいらないなんていうことは、恥ずかしいのでなるべくしないようにしようみたいな時期もございました。そこら辺について、現状をお知らせください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、中島議員のおっしゃった昼食時の当番制、昼当番等ということでございまして、こちらにつきましては、令和6年第4回定例会におきまして、浅見議員から同様のご質問をいただいております、繰り返しの答弁となることをご承知おきいただければと思います。

現在、昼食時間中におきまして、窓口に住民の方が多く来訪される課、仮に住民生活課等がございます。自主的に昼食時間中も、こちら当番制により日直を配置するような形で運用を行っております。以前から日直当番制により、昼食時間中の来庁者や電話の問合せにも職員が対応しております。

なお、先ほどお話がありました直接住民がお昼休みに尋ねて来ないような窓口、対応が少ない所属もあるのではなかろうかという話もございましたが、こちら、隣に居合わせた他課の日直職員が、そういった場合にはお問合せを受けまして、その内容を確認させていただきまして、担当者へつなぐような形を考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） すばらしい対応をされるということでしたが、やっぱり個人の資質というのは、ばらばらだと思うので、一倉総務企画課長さんのご指導が全てに行き渡るように、研修とか、実際の対応マニュアルとかというのを今後そろえて、どなたも同じように対応できるようにしていただくとありがたいかなと思っております。

そして、課が統合されたと今ご説明いただきましたが、財政と総務ということで、大変重たい課が統合されたと。藤岡市では、入札関連で副市長さんが逮捕されたというようなこともございました。榛東村に限っては、公正公平、そして透明性が高いと、総務企画課長おっしゃったもんですから、大丈夫だとは思いますが、総務企画課長として、両方をつかさどるときに困るような内容、ここは難しいなというようなことは大丈夫でしょうか。一旦聞かせてください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、波多野議員さんのときにもご質問ありまして、答弁させていただいたように、課の所属は非常に大きくなりました。そういったことで、行政の運営をするに当たって、効率的なところもございます。もちろんデメリットもございます。そういった観点も踏まえた上で、行政の運営に当たってまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 大変強い決意をいただきありがとうございます。問題が起こらないように対応していただくようお願いいたします。

続いて、3 番の村政の見える化について。

現状、旧態のアナログ広報、紙媒体の広報が主流となっておりますが、議会の見える化、ライブ配信など、議会が決定すれば予算化は可能かとお質問差し上げたんですが、その前に、こういった機器がもう古くなって、いつ壊れるか分からないというようなことを聞かされておりますので、それも含めて、村には公共施設の改修基本計画、いつになったらこれを直そうとかという計画があるのかないのか、これは通告していませんけれども、行き当たりばったりで直しているのか、それともどうなのかということも含めてお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後 4 時 19 分休憩

午後 4 時 20 分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） それでは、議会が決定すれば予算化は可能かということをお尋ねします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 財政の立場からでございます。一般論といたしましては、予算は所管課が現状の調査、そして事業の必要性、また今後の計画、要求の内容の積算、それら実施した場合の効果など、担当課と検討し、予算要求をするものと考えております。

その上で、予算編成作業については、議員もよくご存じだと思いますが、限られた予算の中での全体のバランスを鑑みまして、優先順位を考えながら、総合的に判断をさせていただいております。

議会が決定すればと、おっしゃっていることがあれなんですけれども、次年度予算要求が現時点で行われていない段階で、一部をお答えすることはできないということでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） ありがとうございます。

議会には2人の職員さんがいらっしゃって、議長のもとに2人いらっしゃるわけなんですけれども、こういう方々がそういった内容を決定するのか、それとも、議員12名が、これが壊れそうだから直そうとか、そういうことを議論するのかということをちょっと教えておいていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時21分休憩

午後4時23分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどお話ございました議会事務局2人にも話を聞いてというところでございますが、やはり、先ほども答弁させていただいたように、所管課等が現状の調査の状況、そして事業の必要性、今後の計画、要求内容の積算、実施した場合の効果など、担当課と検討して予算要求をしていただくものと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 私どもは通告させていただいていますけれども、答弁を聞いているわけではないので、答弁を聞いて折り返しの回答があるものと思っておりますが、榛東村はそういうやり方ではないということで、大変失礼しました、

そして、そうなりますと、議会事務局が2人体制だから、ライブ配信とか下準備、タブレット導入もPDF化もできないというようなことが従前から言われておりまして、そして今度、監査の事務が議会事務局の職員についてきたりしていると、いつまでたっても議会事務局の職員は、検討する間がないんですけれども、議員が皆で検討して、ここを直そうという検討もするということであれば、今後はそういうふうにしていくんだろうなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時25分休憩

午後4時26分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） では、ただいまの質問は削除させていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、4番の中学校等で自衛隊機などの騒音で授業ができなかったと報告を受けたことがございます。その場合の授業の振り返りなどの対応はどのように行っていたかと。中学校の校舎は、村で一番最新の防音施設が入っていると理解しておるんですが、実際はどのように使われているのか、どのように使えという指示が出ているのかというようなことをお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 中学校等で自衛隊機などの騒音で授業ができなかったという報告は、教育委員会として受けておりません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 湯澤課長さんのところには来ていないということで、分かりました。

続いて、5番の教職員の質を高め、学校の授業で分かるかを目指しているか。また、図書館の利用と学校教育、生涯教育の影響をどう考えるかということで、具体的に、図書館、図書室の利用について、データを交えてご説明いただければありがたいです。今、図書室は南コミというのは理解しております。

以上です。

簡潔にお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） では、まず学校のことについて、私のほうから答弁させていただきます。

柳岡議員さんのご質問の答弁と一部重複します。ご容赦ください。

教職員の質を高め、分かる授業を具現化するために、授業改革アドバイザーとして、元文部科学省視学官を招聘し、継続的な授業改善に全校で取り組んでおります。

子どもが考える過程に視点を当てて、その授業の狙いを達成するために、どのように授業をデザイ

ンするかをまとめて示すための授業デザインシートを全校で統一して用いています。また、5つの視点を基に授業を計画し、授業研究することを継続的に進めております。

教科の本質を明確にするための教材研究が十分に行われることが授業デザインの基盤でございますので、繰り返しになりますけれども、村の研究所組織において、継続的・計画的な研修を進めているところでございます。

学校には図書館はございません。学校図書室ということでお答えをさせていただきたいと思います。

豊かな読書経験が教科の学習の充実や豊かな情操の育成につながることを踏まえて、各学校に読書指導の充実、計画的な図書室利用を指示しているところでございます。数値を上げてということではなかったので、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果分析からお話を申し上げます。ご家庭での本の所有数が多い家庭のお子さんについては、国語、算数、数学の正答率が高くなっていると、そういう相関関係をこちらとしては分析で捉えておりますので、そういった実態も踏まえて、図書室整備に力を入れているところでございますし、授業における学校図書室の利用について、計画的に進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 私のほうから、村の図書室について、利用状況等をお答えさせていただきます。

昨年度、令和6年度の利用状況は現在集計中のため、令和5年度の図書の貸出状況、年間の実績でお答えをさせていただきます。

まず、中央公民館の図書室です。述べ貸出人数ですが、3,024人です。そして、述べ貸出冊数でございますが、こちらが7,533冊でございました。こちらは図書と雑誌を足したものでございます。それから、南部コミセンの図書室でございますが、述べ貸出人数がこちらは2,375人、延べ貸出冊数でございますが、こちらは6,005冊、こちらも図書と雑誌を合計したものでございます。

先ほど、中島議員からもちよっとお話があったんですが、村の図書室につきましては、現在中央公民館の図書室を昨年の7月から利用休止とさせていただきまして、南部コミセンの図書室に統合してございます。それが令和6年12月から村の図書室は南部コミセンということで利用開始をさせていただいております。またそれと併せまして、昨年度、村に図書蔵書システムを導入させていただきまして、村内に収蔵している図書、そちらをシステムに登録をして、今年の3月20日から稼働を始めたというところでございます。一元管理を行った上で、蔵書の貸出しや検索など、そういった事務ができるようにシステムの導入を行ったところでございます。こちらは、ただ単に管理や貸出しの事務を簡素化するというのではなくて、デジタル化を図りまして、事務の効率化と、何より利用者の方の利便性の向上を推進するために行ったものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。

中央公民館の図書の利用が大分増えているように思うんですが、司書さんのご努力と村上課長のご努力かなと思っております。

ちなみに、吉岡町に図書館がありまして。榛東村の方々がどのくらい使っているかという、もう既に令和6年度が集計されていまして、何と延べ人数が3,687名、貸出数が1万5,985と、榛東村の全体数より多いという状況でございます。それと、先ほど湯澤学校教育課長がおっしゃった教育研究所ということもあって、何かアドバイザーさんを入れたということで、今おっしゃっていることなので、今後議員が質問するときのために成果指標というものをつくられて、9月と12月とその数字がどのように変化しているかということをお尋ねしたいなということを申し上げておきたいと思います。

そして、項番2に移ります。

村政は村民の負担を増やさず暮らしを豊かにということをお聞きします。

まず最初に、防災中枢拠点、約50億円の建設事業が発注、具体的には四十何億円かもしれませんが、その入札差金等の再分配で村民の負担を減らすことはできないのかという質問でございます。

聞くとところによりますと、公民館使用料などを今度取るというようなお話も聞いております。また、温泉2時間300円券がなくなったということで、大変困っているという話もお聞きしています。

実際、50億円の入札差金というのを1%で考えると、何と5,000万円、2%だから、入札比率が98%と考えますと、約1億円が浮いてくるというような状況でございます。

今朝、冒頭の村長のご挨拶で、村民がもっと暮らしやすい榛東村を実感していただけるよう傾注されたとお言葉をいただきましたので、できたら、新公民館の使用料などをなぜ取るのか、村民の温泉2時間券はなぜ取らなければならないのかということでお尋ねします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員のご質問の入札差金のところで答弁させていただきたいと思います。

入札差金につきましては、予算執行上の余剰金といたしまして、こちら一般財源として捉えております。この差金につきましては、特定の目的に直結して充当するものではなく、村の財政運営の全体の中で総合的に判断して活用されていきます。そのため、特定の施設使用料の値下げを原資とすることは、地方自治法の総計予算主義の原則、会計年度独立の原則、予算統一の原則や、地方財政法第4条に地方公共団体は、予算を編成し、もしくは執行し、または支出の増加、もしくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況

をも考慮して、その健全な運営を損なうことがないようにしなければならないなどの財政運営のルールが原則、そちらを考えますと、原則的に困難だと思われます。

また、施設の使用料の見直し等ご質問がございました。施設ごとに維持管理費や利用実態、そして受益者負担の公平性、条例の規定などを総合的に勘案いたしまして、定期的な検証を行うべきものでございます。

また、先ほどに戻りますが、入札差金につきましては、一時的な金額でありまして、恒久的な事業費に充てることはできません。入札差金のような一時的な財源による使用料値下げ等につきましては、将来的な財政の安定性や公平性の観点からも難しいと考えております。

なお、村では入札差金にかかわらず、事業費の執行見込みが立った予算につきましては、年度末を待たずに、適正なタイミングで、速やかに補正減額するよう指示しております。これによりまして、必要な事業に予算を分配できるように配慮しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 入札差金というのが、一つの財源の事例として差し上げただけで、その財源をもってということではなくて、なぜ取らなければならないかと。これから値下げをしてくださいということじゃなくて、なぜ取らなければならないかという聞き方をしましたけれども。

公民館の使用料については、今まで取って減免をしてきた過程があるのに、いい建物ができたから急に取るということになると、今まで使ってきた方が使えなくなるんじゃないかなと。賃金が30年間上がらないというような状況もあって。そこら辺については、よく村長さんがご挨拶で言われるように、財政が厳しいということを言われていると聞いておりますけれども、やっぱり取らないと難しいのかなということ、なぜ難しいかということを教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時39分休憩

午後4時41分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほどの、中島議員さんからのご質問の中で、新しい公民館の使用料について、徴収するというふうにお話をされていたんですけれども、それについてちょっとお聞きしたいので、反問権をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） はい。

○生涯学習課長（村上 誠君） 公民館の使用料を徴収するということでお話しになっていたのですが、その辺の出どころといいますか、根拠についてまずお聞きしたいんですが、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 村上生涯学習課長の反問権にお答えします。

昨年8月か9月頃、新井の女性たち向け、新井の団体向けだったか、そういうお話の説明があったと聞いております。私が聞いた方は、8区の何さんなんですけれども、何さんは何ていう団体の誰かというのは聞けば分かると思っています。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） はい、分かりました。

最初の宮崎議員さんからのご質問の中でも、私も昨年からいろいろな利用団体の代表の皆様に、新しい館の概要等について説明をしてきたというお話をしています。

その中で、新しい公民館については、完成を待って秋頃の開館を行うと。皆さん、一番関心が高いのが、議員がおっしゃるように使用料の徴収についてだと。その部分については、今後検討をしていますが、若干利用者からの負担もいただかないといけないと考えていると、私の考えでは述べさせていただいたというところではございます。

新しい公民館の設置及び管理に関する条例、その中に使用料も記載していきますし、また規則でもいろいろなことを定めていきますが、これから上程、提案をさせていただくところでございますので、一旦、使用料を徴収するということにつきましては、否定をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 村上課長の明快な答弁をいただき、ありがとうございます。今後ご賢察ください。

そして、2 番目の新給食センターですが、波多野議員と須田議員がよく聞いてくださったので、私が聞くところはないかなと思うんですが、あえて、旧給食センターについて、どのような利用計画があるかということが分かれば教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 現在、給食センターは、現行のものがまだ稼働中で、給食を配食しております。

今後のことについては、現時点ではお答えできるものは何もございません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 明快な回答をありがとうございます。

大事な資産で、場合によってはまだまだ使える給食センターだと思っておりますので、有効利用等の検討委員会を開かれて、ぜひすばらしい使い方につなげていただければなと。私も愛着があるのでということでおきます。

そして、3 番のふるさと公園の内容です。トンネルがブルーシートで覆われていると。グラウンドゴルフ場のベンチなどが壊れたままであると。どんなにいい道路ができて、どんなにいい公民館ができて、村の勢いが感じられないんじゃないかなということ、これ通告そのものですが、お答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員おっしゃった村では村の勢いがいないとの認識はございませんが、こちら、財政の立場から、一般論といたしまして答弁させていただきたいと思います。

予算につきましては、先ほども説明させていただきましたが、所管課が現状の調査、事業の必要性、今後の計画、要求の内容の積算、実施した場合の効果など、担当課と検討いたしまして、予算を要求するものと考えております。その上で、ふるさと公園に限らず、限られた予算の中で全体のバランスを見て優先順位を考えながら、総合的に判断していきます。

なお、今年度、ふるさと公園の関係につきましては、おむつ替えシートやベンチの修繕、ミニ S L の更新の予算について、こちら令和 7 年第 1 回榛東村議会定例会でご可決いただいております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 問いの中にございますグラウンドゴルフ場のベンチが壊れたままであるという部分について、住民生活課長として述べさせていただきます。

社会福祉協議会に確認をいたしましたところ、グラウンドゴルフ場の利用者が、そのベンチは自然

発生的に設置したものであるそうです。そのため、回答、コメントする立場にはございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） グラウンドゴルフのベンチが壊れたままというのは、壊れたのはもともと設置してあるものが壊れているんで、今、ちょっと新しいっぽい村民の皆様がお持ちいただいたものは壊れていないという認識なんですけれども、もともと設置されていたものが壊れているという認識ですが、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） そもそも、村社協で設置したものではないと認識しております。よろしくをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 大きな丸太のちょっとかつこいいやつは、もともと初期に設置してあったものだと思うんですけれども、いかがでしょうか。村が設置したものだと思いますけれども。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 大きな丸太のものは、植樹祭とかで発生したもので、それをそのときの係が村のいろんな施設に配ったものかと思います。もう20年ぐらい前の話だと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） それも含めて、村が設置したというところだと思いますので、やっぱり何度か申し上げた改修計画、時期が来たら壊れるという改修計画というものが、やっぱり必要なんではないかなと思っております。

何度も何度もふるさと公園の問題が取り上げられますけれども、実際トンネルがブルーシートなんですけれども、最初は何だったのかなというのを忘れちゃうくらいもう直っていない状態であるのと、あとは、入りの看板が平成14年に閉鎖されたバーベキューの内容なんですけれども、いつそのことそれを取ってしまうとか、あれは1枚書き換えても幾らもしないと思うんですけれども、なぜ直さないのかなというところを今お聞かせいただきたいんですけれども。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） ブルーシートの件については、私も十分承知しております。総務企画課長が言ったとおり、優先順位をつけて、今、事業を進めようとしているところでございます。

また、看板については、令和7年度、看板の撤去工事を予算化しておりますので、今どのような看板を撤去していくか、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今日は、2つのテーマで9つに細分化してお尋ねしましたが、やっぱり財源不足は否めないなというところを感じております。

そういう中で、今、産業振興課長が看板の撤去を考えていると。きれいな看板が残って壊れている看板がなくなると、大分すっきりするかなと思うので、常にそういう観点で村政に取り組んでいただけたらありがたいなと思いますし、先ほど湯澤学校課長にも申し上げた指標をつくってやって、どういう効果が子どもたちにも親御さんにも、そして学校の教師にとっても満足いける教育体制になるかという指標、たしか、教育委員会の行政評価指標が年に1回あると思うんですけれども、そういうようなものを有効活用してやっていただくことがいいのかなと思っております。

とにかく、村民の負担を増やすという村政というのは、できたら、極力皆さんで頑張って、財源確保していただいて、特定財源等を見つけていただいてやっていけたらなと思います。

そして、ライブ配信についても、もう榛東村のお隣の吉岡町はやっているということで、一つ一つ、法的に予算権がないのに予算の話を言うつもり毛頭ありませんけれども、副村長さんからご指摘いただきましたけれども、そういう中で、じゃあ、誰がどのようにしていくんだということを、古くなった公共施設の改修計画というものが、次回通告させていただきますので、そういうものをしっかりイメージして、いつになったらきれいになるんだということを理解できる情報というのがあるとありがたいなと思っております。

今日は、善養寺議長のお計らいで初日に入れていただきまして、多くの皆さんに聞いていただいて、感謝でございます。いろいろ聞きたいこともございましたが、今日は久しぶりなので、ありがとうございました。傍聴席という中で、皆さんと共に議論できたこと、大変幸いに思います。本日はどうもありがとうございました。

議席9番中島由美子の一般質問、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位6番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

◎散 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で本日予定した日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和7年第2回榛東村議会定例会第1日目を散会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後4時56分散会

令和 7 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

6 月 5 日 (木)

令和 7 年第 2 回榛東村議会定例会会議録第 2 号

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）

議事日程 第 2 号

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 議案第 6 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 5 3 号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 3 議案第 5 4 号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 4 議案第 5 5 号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 5 議案第 5 6 号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 6 議案第 5 7 号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 7 議案第 5 8 号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について
 - 日程第 8 議案第 5 9 号 令和 7 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 9 議案第 6 0 号 令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 10 議案第 6 1 号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 11 議案第 6 2 号 令和 7 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 12 議案第 6 3 号 令和 7 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 13 報告第 7 号 令和 6 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第 14 報告第 8 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について
 - 日程第 15 報告第 9 号 法人の経営状況について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 5 まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議案第 6 5 号 財産の取得について（令和 7 年度 I C T 環境整備事業）
- 追加日程第 2 議案第 6 6 号 財産の取得について（令和 7 年度公立学校情報機器整備事業）

出席議員（１２名）

1 番	新 井 佐智子 君	2 番	一 倉 靖 子 君
3 番	柳 岡 利 精 君	4 番	宮 崎 法 文 君
5 番	浅 見 隆 君	6 番	須 田 仁 美 君
7 番	三 俣 実 君	8 番	波多野 佐和子 君
9 番	中 島 由美子 君	10 番	生 方 勇 二 君
11 番	善養寺 孝 君	12 番	清 水 健 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務企画課長	一 倉 学 君	税務会計課長	早 川 弘 行 君
住民生活課長	富 澤 光 彦 君	健康保険課長	碓 井 由 果 君
産業振興課長	狩 野 宏 記 君	建設課長	山 口 誠 一 君
上下水道課長	岡 部 貴 一 君	教 育 長	須 永 光 明 君
学校教育課長	湯 澤 知佐子 君	生涯学習課長	村 上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（善養寺 孝君） ただいまから、令和7年第2回榛東村議会定例会第2日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員であります山本比佐志氏の任期が、本年6月30日で満了となるため、本年7月1日から3年間の任期となる新たな委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

新たな委員としまして、小淵吉信氏を選任いたします。

小淵氏は、群馬県職員として長年一般行政事務に従事され、退職後、榛東村中央公民館館長を6年間務めるなど、行政職及び社会教育においても広い見識を有する方で、委員の職責を全うしていただけるものと考えており、小淵氏の委員選任について、議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

なお、任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第64号につきましては、議会運営委員会におきましては、委員会付託、質疑及び討論を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第64号の委員会付託、質疑及び討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第64号につきましては、委員会付託、質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

直ちに採決をおこないます。

議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを原案のとおり賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（善養寺 孝君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎日程第2 議案第53号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、議案第53号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川税務会計課長。

〔税務会計課長 早川弘行君発言〕

○税務会計課長（早川弘行君） それでは、議案第53号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書、それから議案参考資料ともに1ページをお願いいたします。

本日は議案参考資料により説明させていただきます。

今回の議案でございますが、地方税法等が改正されたため、村条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

まず、18条、それから18条の3関係でございますが、通常村税の賦課徴収、それから還付に関する書類は、郵便によりその送達を受ける者の住所、居所等に送付しておりますが、その住所、居所等が明らかでない場合等には、送達に変えて公示送達というもので行うことができると、そのように法律で定められております。

本村におきましても、この規定に基づきまして、村の掲示場に掲示しているところでございますが、今回の法改正によりまして、これに加え、インターネット、村のホームページに公示すべき内容を表示する。こういったことが法律改正で改正されたため、これに合わせる改正を今回行うものでございます。

続いて、34条から36条の3の3関係でございますが、令和7年分の所得、これは令和8年度の個人住民税に係るものですが、これにおきまして、所得税と同様の措置といたしまして、新たに特定親族特別控除、これを創設するものでございます。

年齢が19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、その方の総所得金額によりまして、段階的に控除額が変動していくと、控除額が減額になっていく仕組みが所得税と同様に定められる、創設されるものでございます。

続いて、附則16条の2の2関係は村たばこ税に関する改正でございます。

国におきまして加熱式たばこ、これの紙巻たばこへの本数の換算方法、これが見直されることになりました。地方たばこ税におきましても、国と同様の見直しが行われることになったものでございます。

なお、今回の改正につきましては、激変緩和の観点から令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施することというふうになってございます。

最後になりますが、改正条例の施行日でございます。

地方税法におきます、それぞれの改正規定の施行日に合わせまして、特定親族特別控除に関する部分につきましては、令和8年1月1日。それから、たばこ税に関する部分につきましては、令和8年4月1日。公示送達に関する部分については、政令で定める日としております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 総括的な質問をさせていただきます。

最初の議案参考資料の公示送達第18条のほうですが、そうすると従前の公示送達をしなくても、インターネットだけで間に合うということですかね。

その効果、国が法改正した効果と、具体的にそこの公示場所に掲示するということですが、掲示の内容等を皆さんに聞いておいてもらったほうがいいと思うんですが、分かる範囲で教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 早川弘行君発言〕

○税務会計課長（早川弘行君） すみません、ちょっと私の説明が漏れてしまったかもしれませんが、現状の掲示場への掲示、これに加えて村のホームページというふうになります。村のホームページ一本になるわけではございません。現状のままも継続しながら、村のホームページのほうも追加するというものでございます。

背景としましては、国のほうも今デジタル化といいますか、進めておりまして、そういう書面の掲示物、これにつきましては、掲示するだけではなく、デジタルを活用してインターネット等でも閲覧できるようにということで、これは税だけに限ったものではなく行政全般にわたってそのような方向になってきておりますので、その中の一環として税法の改正もされたというような流れでございます。

それからもう一つありました掲示する内容につきましてですが、まず見ていただいたときに何の書類が分かるように、その書類が想像できるようなもの。今の現行ですと、その書類の名称だったので、今度ホームページで公表することになりますので、ダイレクトの名称がはばかれる場合は、その書類がどんなものか、見た人が想像できるような内容というふうなものになっています。

それから、後は氏名、それから役場にその書類がありますから、ご自身で取りに来ていただければ、いつでもお渡しできますと、そういう文言を入れた、この3点が必須の事項となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第53号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第3 議案第54号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、議案第54号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 議案書の6ページをご覧ください。

議案第54号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をするものでございます。

説明は議案参考資料8ページにて行います。

議案参考資料8ページでございます。

本件条例は、令和2年9月16日に制定をし、令和2年10月1日に施行されておりましたが、今般、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が開始されまして、本村の条例も所要の改正を行うものでございます。

条例改正の概要として、今回は、災害の発生の防止に係る条文を削り、許可制から届出制に改めるものです。

第2に、法との重複規制を回避しつつ、これまでと同等の規制を確保したものです。

環境基準として、面積3,000平米以上は、法律では、県の土木事務所が引き受け行います。3,000平米未満は、この村条例により規制を行うものです。

参考資料9ページ以降は新旧対照表となっております。

すべて国及び県から示されております、いわゆる準則のとおりとなっておりますが、令和2年の条例施行以来、村内で許可案件はなかったものと聞いております。

以上、雑駁ですが、説明を終わりにします。

慎重審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第54号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第4 議案第55号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、議案第55号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第55号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は12ページをお願いします。

議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の23ページをお願いいたします。

改正の趣旨・目的でございます。

栄養士法の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、管理栄養士試験の受験資格の見直しによりまして、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となることに伴いまして、栄養士の配置を求めている部分につきまして管理栄養士を追加するものでございます。

議案参考資料の24ページをお願いします。

新旧対照表となっております。左が改正案、右が現行のものとなっております。

議案書に戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 栄養士もしくは管理栄養士またはということですが、管理栄養士というのはそもそも栄養士を持っているから管理栄養士になるんですけれども、こういう改正をする大きな趣旨というものをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） こちらのほうは、令和6年地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第14次地方分権一括法にて公布されたものになってございます。

こちらが、管理栄養士の資格、先ほど議員もおっしゃいましたが、栄養士の資格が必須でございましたが、今年度の国家試験の受験資格から、栄養士の免許が必須ではなくなったというものになってございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時49分休憩

午前9時49分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第55号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第5 議案第56号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第56号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第56号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書は14ページ、議案参考資料25ページをご覧ください。

議案参考資料により説明いたします。

初めに、趣旨・目的でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等が定める省令が令和7年4月1日に施行され、対象施設の設置期限に関する規定が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案参考資料26ページをご覧ください。

新旧対照表で、右が現行、左が改正案でございます。

第2条中、下線部「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改めるものでございます。

最後に、議案書15ページをご覧ください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第56号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 議案第57号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第6、議案第57号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第57号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は16ページ、議案参考資料は27ページでございます。

まず、議案書16ページをご覧ください。

議案第57号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料によりご説明をさせていただきます。

議案参考資料27ページでございます。

栄養士法の改正により、栄養士免許を所有せずとも管理栄養士となることが可能になることを受けまして、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合でも、当該要件を満たすことができるよう、榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

28ページは新旧対照表となっております。

議案書に戻っていただき、16ページでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第57号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第7 議案第58号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、議案第58号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちら、議案第58号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては18ページ、議案参考資料は29ページから30ページとなっております。

概要について説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の29ページをご覧ください。

概要の趣旨・目的につきましては、榛東村の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、榛東村ふれあい館の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、当該候補者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会にお諮りするものでございます。

1つ目といたしまして、選定の対象施設でございます。

名称、榛東村ふれあい館。所在地、群馬県北群馬郡榛東村大字新井507番地3。新規・再設定の別、今回、再設定でございます。指定期間、令和7年10月1日から令和10年3月31日までの2年6か月間となっております。指定管理料の有無、こちらにつきましては、有りとなっております。利用料金制、こちらは採用でございます。公募・非公募の別、こちらは公募でございました。

続きまして、2番、指定管理者の候補者の選定でございます。

(1) 指定管理者候補者、所在地、群馬県北群馬郡榛東村大字新井507番地3。名称、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会、会長、金井佐則。

(2) 候補者の主な業務内容、榛東村の福祉行政と一体になり、榛東村における福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、公益事業を行っているというところでございます。

続きまして、(3) 候補者の実績でございます。

榛東村ふれあい館指定管理業務、こちらにつきましては、期間につきましては記載のとおりでございます。また、榛東村福祉センター指定管理業務、榛東村学童保育所指定管理業務、期日につきましては記載のとおりでございます。

(4) 選定委員会の意見といたしまして、1つ、榛東村社会福祉協議会は現在、榛東村ふれあい館の指定管理者として適正運営しているほか、榛東村学童保育所、榛東村福祉センターの指定管理者としても適切な管理運営を実施している実績がある。

1つ、社会福祉法人として、営利を目的とすることなく、福祉的な視点に立った当該施設の管理及び運営を行うことが見込まれる、というところでございます。

議案書に戻りまして、18ページをご覧ください。

指定の期間につきましては、先ほど申し上げたとおり、令和7年10月1日から令和10年3月31日までの2年6か月間です。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 議案参考資料29ページ、30ページとありますが、この中で利用料金制というのが採用というところと、あと、30ページ目の（4）の社会福祉法人として、営利を目的とすることなく、福祉的な視点に立った当該施設の管理及び運営を行うことが見込まれるということ。

予算措置が、期間があるんですけれども、この3か年で限度額が1億ということでしょうか。

利用料金制というのは、この料金はどこが決めるのかということがうたってあるんでしょうかどうかということ。

当該施設の管理及び運営を行うことと、福祉に公益に位置するということ。その3点について、もうちょっと説明を加えてください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらお手元32ページ、議案参考資料をご覧になってください。

こちらの期間で、限度額、まずは金額のほうです。こちらは期間が令和8年度から令和9年度までということでございまして。こちら債務負担ということで、これからまた、一般会計補正予算のところでもこちらをお諮りするような形でございます。

なお、令和7年度につきましては、当該予算が既に計上しておりまして、予算をお認めいただいているところでございます。

あと、2点目の質問でございます。

先ほどの料金設定のところでございます。こちらにつきましては、指定管理者の制度等に入る前に村といたしましても、いろいろと村の方針等を協議いたしまして、そちらをお諮りさせていただいているものでございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 2年6か月の指定管理ということなので、大枠でこの年度ごとに利益が上

がらなかった場合には、また予算を取って追加の予算を出していくと思うんですけども、利益が上がった場合には、料金の再設定とかというようなことも、この指定管理の中でうたわれているのか、うたわれていないのかという程度の質問をしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） まだその想定部分につきましては、なんとも明言できないところでもございますが、現在、村との協議の上という形でなっております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第58号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第59号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第2号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第8、議案第59号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第59号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

こちら議案書につきましては、19ページをご覧ください。

まず、議案書19ページでございます。

議案第59号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条におきまして、総額に歳入歳出それぞれ8,356万5,000円を追加いたしまして、75億8,432万3,000円としようとするものでございます。

第2項におきまして、補正後の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条において、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正によるものでございます。

なお、提案日につきましては、記載のとおりでございます。

以下、第1表の歳入は20ページ、歳出が21から22ページとなっております。

続きまして、議案参考資料31ページをご覧ください。

今回の補正の主なものは、国の物価高騰対策給付金事業、こちらは定額減税し切れないと見込まれ

た方などへの追加給付金でございまして、こちら定額減税補足給付金、いわゆる不足額給付といたします。

また、4月の人事異動に伴います職員給与費の増額などがございますが、当初予算制定後に生じた事由等による事務経費などについても補正を行うものでございます。

議案参考資料35ページから主なものを説明させていただきます。

初めに歳入です。

16款2項国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,623万9,000円。こちらは後ほどご説明させていただきます、物価高騰対策給付金事業に充てられるものでございます。

18款1項財産運用収入2,000円は、企業版ふるさと納税基金運用利子を見込むものでございます。

20款1項基金繰入金、財政調整交付金繰入金では、今回の補正予算に充てるため、財政調整基金から7,324万円を繰り入れるものでございます。

以上が主な収入でございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時9分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど申し上げた、財政調整基金というところ、私、間違えて申し上げてしまいました。

金額の訂正させてください。金額が732万4,000円でございます。

以上が主な収入でございます。

続いて歳出ですが、本年4月1日発令の人事異動に伴う職員給与費について、科目間における整理、調整を行うほか、一般職員の共済費率の変更に伴う増額、課長及び課長補佐の人数の増減に伴う管理職手当の増額。また、会計年度任用職員につきまして、当初想定していた任用期間の延長等に伴う増加によるものでございます。

続いて、歳出、37ページの下のほうをご覧ください。

6目企画費といたしまして、企業版ふるさと納税基金利子積立といたしまして、2,000円を計上いたしました。

また、39ページの中ほどの1目ご覧ください。

社会福祉総務費の補正額9,624万2,000円のうち、物価高騰対策給付金事業8,453万円の内訳をご説明申し上げます。

その内訳といたしまして、こちら、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度に実施しました定額減税補足給付金調整給付において、支給額に不足が生じる方などに対しまして、その差額等を不足額給付として支給するものでございます。現段階の見込みでは、上限額4万円の1,970人を見込んでおりまして、7,880万円を計上させていただいております。なお、対象者につきましては、現在、概数となっております。

その他、物価高騰対策給付金事業に要する必要経費を見込んだ金額となっております。

ここで、定額減税の話をさせていただきますと、国民1人当たり4万円の税負担が減るというものでございまして、給与などに係る所得税、そして住民税が昨年に減税されました。また、納付額がそこまでいかないという方は、調整給付金が支給されまして、さらに不足が生じた方には先ほどの不足額給付金が支給されることとなっております。

なお、これから様々な事務手続きがございますが、定額減税不足額給付を速やかに開始できますよう準備してまいる所存でございます。

以上、提案説明を終了させていただきます。慎重審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 議案参考資料33ページの債務負担行為です。先ほどご説明若干いただいたんですが、ふれあい館管理運営費ということで、令和8年度から令和9年度ということで、これは2年間という意味でいいかと思うんですが、ということは、1年当たり5,000万近いという金額だと思うんですが、これって今回に急に上がったのか、今までの順当な流れなのか、もし金額、持っていたら、ここ2、3年のをちょっと教えていただければと思いますけれども。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員からお話ございました、議案書の23ページの債務負担行為の補正でございます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げた期間、令和8年度から令和9年度までということで、2か年の計上ということでございます。

なお、令和7年度につきましては、当初予算、こちらはすでに議会のご可決をいただいております。ふれあい館の指定管理料ということで、5,043万1,000円を限度額としてお認めいただいております。

また、令和8年、9年ということで、おおむね令和8年5,290万7,000円、そして令和9年5,353万円ということで、合計の1億643万7,000円ということを限度額として設定をさせていただいております。

なお、今回は、こちらの債務負担行為につきましては、こちらのふれあい館の管理者の指定というところで議決をいただくことに伴いまして、補正のほうを上げさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第59号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第60号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第9、議案第60号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第60号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案書は24ページをお願いします。

議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料は58ページをお願いいたします。

趣旨・目的のところでございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出をそれぞれ16万5,000円追加し、総額をそれぞれ12億4,799万7,000円としようとするものでございます。

初めに、歳出から申し上げます。

1款1項一般管理費補正額16万5,000円の増でございます。これは、高額療養費制度におきまして、年金収入の基準額が見直しになることに伴い、自己負担額が引上げになります。それに伴いまして、電算システムの改修が必要となるということから増額するものでございます。

歳入ですが、5款1項保険給付費等交付金特別交付金におきまして、同額が見込まれるものです。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第60号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

**◎日程第 10 議案第 61 号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 1 号)**

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第61号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 1 号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第61号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 1 号) についてご説明を申し上げます。

議案書は27ページです。

議案参考資料によりご説明をさせていただきます。議案参考資料は63ページをご覧ください。

趣旨・目的でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ355万5,000円を減額し、総額をそれぞれ2億150万5,000円とするものでございます。

歳入予算内訳は、3款1項一般会計繰入金で355万5,000円の減。

歳出予算内訳は、1款1項総務管理費355万5,000円の減でございます。

歳出からご説明させていただきます。

参考資料の67ページをご覧ください。

こちらは、給食センターに当初予算で計上しておりました、会計年度任用職員の人件費に係るものの減額でございますが、当初予算編成時には、食育の推進と新センター稼働並びにアレルギー対応補助提供準備のため、栄養士資格を有する会計年度任用職員1名分の報酬、諸手当、教材費、旅費を計上してございました。この経緯についてご説明をします。

令和6年度につきましては、昨年度は県の教育委員会から食育推進に関する実践協力調理場の指定を受けまして、栄養士資格を有する学校栄養職員が特別に加配されていたため、正規配置の栄養教諭と、特別加配の栄養士の2名で食育に関わる取組の推進と、新センター稼働に向けた準備を進めておりました。この2名は県費の職員ということでございます。

令和7年度当初予算編成時には、この県費任用の栄養教諭1名のみの配置が決まっております、食育推進に関する実践協力調理場の指定は決まっておらず、よって特別加配の栄養士、学校栄養職員の配置は決まっておりませんでした。

食育の引き続きの充実と、新センターの稼働に向けて、センター職員として栄養士資格を有する者を2名配置するために、県の配置が万が一なかったときのために、村費での栄養士資格を有する会計年度任用職員を任用するための予算を計上していたものでございます。

その後、令和7年4月1日付で、県費の栄養士資格を有する学校栄養職員の特別加配の配置がなされまして、昨年度同様、給食センターに栄養士資格を有する者を県費で2名配置することとなりましたので、不要となる会計年度任用職員1名分の報酬、諸手当、共済費、旅費で355万5,000円を歳出の総額から減ずるものでございます。

そして、同額の355万5,000円の一般会計からの繰入れを歳入から減じるものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第61号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第11 議案第62号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第11、議案第62号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第62号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書30ページをご覧ください。

令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正理由としましては、本年4月の人事異動により、給料、手当などの増によるものが主なものでございます。また、職員数に変更はございません。

それでは、第1条から説明してまいります。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款水道事業収益において既決予定額3億2,238万9,000円から補正予定額4万8,000円を

減額し、計3億2,234万1,000円としようとするものでございます。

支出、第1款水道事業費用において既決予定額3億724万3,000円に補正予定額351万4,000円を追加し、計3億1,075万7,000円としようとするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費ですが、338万7,000円を追加し、2,993万9,000円に改めるものでございます。

第4条は、第9条に定めた一般会計からの補助金を受ける他会計補助金の金額34万8,000円を30万円に改めるものでございます。

続いて、議案参考資料にてご説明をいたします。68ページをご覧ください。

記載の概要のとおりでございます。

次に、69ページ、70ページは実施計画でございます。

71ページをご覧ください。説明書にてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。

1款水道事業収益では、他会計補助金を4万8,000円減額しております。こちらは一般会計からの児童手当分の補助金を減額いたします。人事異動に伴います支給対象児童の変更によるものです。全額が児童手当の基準内繰出金でございます。

続いて72ページをご覧ください。支出でございます。

1款1項3目総係費として351万4,000円の増額となっております。こちらは、本年4月の人事異動に伴います給料、手当などを増額いたします。再計算を行っております。

以下、73ページ、74ページが予定キャッシュ・フロー計算書、75ページから78ページまでが給与明細書、79ページから82ページに、予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第62号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第12 議案第63号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第12、議案第63号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第63号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書31ページをご覧ください。

令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正理由としましては、本年4月の人事異動により、給料、手当などの減によるものです。また、職員数に変更はございません。

それでは、第1条から説明してまいります。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益において、既決予定額3億2,903万1,000円から補正予定額367万3,000円を減額し、計3億2,535万8,000円としようとするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用において、既決予定額4億2,803万1,000円から補正予定額367万3,000円を減額し、計4億2,435万8,000円としようとするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費ですが、343万3,000円を減額し、2,524万6,000円に改めるものでございます。

4条では、予算第9条中で定めております一般会計からの補助金の金額3億6,670万4,000円を3億6,303万1,000円に改めるものでございます。

続いて、議案参考資料にてご説明いたします。議案参考資料83ページをご覧ください。

記載の概要のとおりでございます。

次に、84ページ、85ページは実施計画でございます。

86ページをご覧ください。説明書にてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。

1款2項の営業外収益では、一般会計補助金を367万3,000円減額いたします。

次のページ、87ページをご覧ください。支出でございます。

1款1項3目の総係費につきましては、367万3,000円の減額となっております。こちらは本年4月の人事異動に伴います給料、手当などを減額いたします。

以下、88ページ、89ページが予定キャッシュ・フロー計算書、90ページから93ページまでが給与明細書、94ページから97ページに予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第63号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第 13 報告第 7 号 令和 6 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について

○議長（善養寺 孝君） 日程第13、報告第 7 号 令和 6 年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 報告第 7 号 令和 6 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。

議案書は32ページ、議案参考資料は98ページをご覧ください。

昨年度にご可決をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法第213条の規定により予算繰越を行いましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書33ページをご覧ください。

令和 6 年度榛東村繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に読み上げさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、企画総務費、金額660万円、翌年度繰越額660万円。次に、2 款総務費、1 項総務管理費、公共交通対策費、金額633万3,000円、翌年度繰越額606万5,000円。続きまして、2 款総務費、1 項総務管理費、経済活性化対策事業、金額3,517万4,000円、翌年度繰越額3,110万3,000円。

続きまして、3 款民生費、1 項社会福祉費、物価高騰対策給付金事業、金額3,504万1,000円、翌年度繰越額734万5,000円。

続きまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費、保健衛生一般経費、金額37万4,000円、翌年度繰越額37万4,000円。

続きまして、6 款農林水産業費、1 項農業費、相馬原用水費、金額792万円、翌年度繰越額792万円。次に、6 款農林水産業費、1 項農業費、農業用水維持管理費、金額2,774万2,000円、翌年度繰越額2,774万2,000円。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額113万7,000円、翌年度繰越額113万7,000円。8款土木費、2項道路橋りょう費、橋りょう維持費、金額2,800万円、翌年度繰越額2,800万円。

続きまして、9款消防費、1項消防費、災害対策費、金額137万1,000円、翌年度繰越額137万1,000円。

続いて、10款教育費、1項教育総務費、複合施設整備事業、金額5,548万2,000円、翌年度繰越額5,447万円。

合計といたしまして、金額2億517万4,000円、翌年度繰越額、こちら1億7,212万7,000円でございます。

財源内訳といたしまして、収入特定財源7,621万2,000円。こちらにつきましては、農業用水維持管理基金と教育施設整備基金からの繰入金でございます。未収入特定財源といたしまして、国庫支出金で4,005万7,000円、県支出金792万円、村債660万円、一般財源4,133万8,000円でございます。

以上、報告を終了とさせていただきます。慎重審議の上お認めくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 報告内容の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 議案書の33ページですね。

そこで、金額と翌年度繰越額ということで報告いただいたわけですが、これは議決したときと変わっているところは特にないんですかね。そのとおり繰り越されたということのご報告だったでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 中島議員おっしゃるお見込みのとおりでございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告のみといたします。

◎日程第14 報告第8号 令和6年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（善養寺 孝君） 日程第14、報告第8号 令和6年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書

についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 報告第8号の説明を申し上げます。

議案書34ページをご覧ください。

令和6年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

議案参考資料99ページをご覧ください。

令和6年度榛東村上水道事業会計予算のうち、建設改良に要する経費2億1,000万5,000円を、令和7年度に繰越しをしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、35ページをご覧ください。

令和6年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、こちら、まず上段でございます。事業名、令和6年度相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 新北部浄水場築造工事でございます。予算計上額1億8,590万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額1億8,590万円、左の財源内訳、国庫補助金9,295万円、企業債4,640万円、損益勘定留保資金4,655万円、不用額ゼロ円、翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産購入限度額ゼロ円。説明でございます。世界的な半導体の供給不足により、制御盤の材料部品の納入時期に遅れが生じたためでございます。工期は、令和7年の8月29日まででございます。

中段でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、令和6年度相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 新北部浄水場築造工事施工管理業務委託でございます。予算計上額649万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額649万円、左の財源内訳、国庫補助金324万5,000円、企業債160万円、損益勘定留保資金164万5,000円、不用額ゼロ円、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産購入限度額ゼロ円。説明につきましては、築造工事と同様でございます。工期も同様です。

下段でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、令和6年度榛東村上水道事業一般県道南新井前橋線（4期工区）バイパス整備事業に伴う配水管布設替工事第3工区でございます。予算計上額1,761万5,000円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額1,761万5,000円、左の財源内訳、負担金722万3,000円、企業債510万円、損益勘定留保資金529万2,000円、不用額ゼロ円、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産購入限度額ゼロ円。説明でございます。県道の工事の工程変更及び工期延長により、当該工事に係る配水管布設替工事の工期延長が生じたためでございます。工期は令和7年7月31日まででございます。

合計でございます。予算計上額2億1,000万5,000円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額2億

1,000万5,000円、左の財源内訳、国庫補助金9,619万5,000円、負担金722万3,000円、企業債5,310万円、損益勘定留保資金5,348万7,000円、不用額ゼロ円、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産購入限度額ゼロ円。

以上でございます。慎重審議の上お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 報告内容の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告のみといたします。

◎日程第15 報告第9号 法人の経営状況について

○議長（善養寺 孝君） 日程第15、報告第9号 法人の経営状況についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） それでは、報告第9号 法人の経営状況について説明申し上げます。

議案書36ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、榛東村土地開発公社の令和6年度経営状況及び令和7年度予算、事業計画、資金計画について報告をさせていただきます。

次に、38ページをご覧ください。令和6年度決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款事業収益はございません。

第2款事業外収益は2万1,750円でございます。内訳でございますが、第1項受取利息が350円、第2項雑収益が2万1,400円、これは県税の還付金でございます。

次に、支出でございます。

第1款事業原価はございません。

第2款販売費及び一般管理費の2万1,400円は事務経費でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

（2）資本的収入及び支出につきましては、収入、支出ともにございませんでした。

次に、40ページをご覧ください。

損益計算書でございます。

中段、3の販売費及び一般管理費につきましては、（1）租税公課費2万1,400円でございます。事業損失としましても、同額の2万1,400円でございます。

次に、4の事業外収益につきましては、受取利息350円並びに雑収入として2万1,400円、合計で2万1,750円でございます。経常利益、当期利益ともに350円となります。

次に41ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、1の流動資産合計は、1,461万9,635円でございます。

負債の部、負債合計はございません。

資本の部、資本合計、負債・資本合計は1,461万9,635円でございます。

次に、42ページをご覧ください。

令和6年度の財産目録でございます。

上の表は資産でございます。

1の流動資産、(1)現金及び預金のうち、普通預金は11万9,635円、定期預金は1,450万円、流動資産合計、資産合計は1,461万9,635円でございます。なお、負債はございません。

次に、43ページをお願いいたします。

事業報告でございます。

本年4月25日に決算監査を実施していただきました。

続きまして、47ページをご覧ください。

令和7年度予算でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものとし、収入につきましては、第2款事業外収益に2万2,000円を計上してございます。

次に、支出の第2款販売費及び一般管理費につきましても、2万2,000円を計上してございます。

次に、48ページをお願いいたします。

こちらは事業計画でございますが、前年度と同様でございます。

続きまして、49ページをご覧ください。

資金計画書でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

こちら実施計画、収益的収入及び支出の収入でございます。

2款事業外収益、1項の受取利息1,000円、2項の雑収益2万1,000円、収入合計は2万2,000円でございます。

次に、支出でございますが、こちらは2款1項販売費及び一般管理費、2目経費2万2,000円、支出合計も2万2,000円でございます。

51ページをご覧ください。

資本的収入及び支出は、用地取得等に係る経費でございますが、予定はございませんのでゼロ円となっております。

次に、52ページをご覧ください。

予定損益計算書でございます。

中段3、販売費及び一般管理費、租税公課費として2万2,000円、下段の4、事業外収益、こちらにつきましても、受取利息1,000円、雑収入2万1,000円、合計2万2,000円を計上しております。経常利益、当期利益につきましてはゼロ円でございます。

53ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部、資産合計額1,461万9,635円。

負債の部はございません。

資本の部でございますが、資本合計は1,461万9,635円。よって、負債・資本合計額1,461万9,635円でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 報告内容の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 議案書44ページ、役員の異動というのがあるんですけども、その下に役員の名簿というのがあるんですけども、この就任、辞任とあってね、忙しい総務企画課長さんは、また載っていますけれども、この役員名簿の書き方のところで、上で富澤さんが辞任とありますけれども、理事のほうでは、下の（4）では富澤光彦さんは、まだ令和6年4月1日から就任したままになっているんですけども、本来であればこのところに何か加えるのかなと思いますけれども、どうでしょうか。それが1問。

あとは、この決算書の中で、43ページにもありますけれども、榛東村の要請等があり次第、速やかにできる体制を維持しましたというところですが、全くなかったと。若干あったけれども結果に至らなかったというところがあれば、その2問お答えください。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） それでは、質問の1問目、議案書の44ページ、左上側（2）役員に関する事項でございますが、アの役員の異動、こちらにつきましては、令和6年度の異動ということでございますので、役員の異動についても令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の異動状況となっております。このため、その異動によりアの役員の異動の部分が変更となっております。

また、（4）役員名簿でございますが、こちらにつきましても、就任時の令和6年4月1日からの状況でございますので、令和7年度の異動については、今年度の報告書に反映されるため、令和6年

度中の異動のみ記載されているものでございます。

また、2問目の質問でございますが、議案書の43ページ上段の部分の内容かと思われますが、小規模な土地の買収等につきましては、開発公社等を介さずに売買等が発生している事案はあるかと思いますが、公社を介してのものはございませんでしたので。実績はないというところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 同じく議案書46ページ、令和7年度のご予算が立てられたということでございますけれども、これも準備万端ということですが、主に工業団地等の誘致とか、団地ではなく大きな企業の誘致とかということが想定されて、土地開発公社があると思うのですが、常務理事も大変お忙しいと思いますけれども、この予算を組むときに精力的に令和7年度やっていこうということや、そういうような議論がなされたかどうかをお聞かせてください。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 都市開発公社の設置当初の目的等にも反映されるものでございますが、こちらにつきましては、榛東村の要請等があり、速やかに体制を整えて土地の購入等に対応するといった目的がございます。この場合には、予算等の対応も必要かと思われますが、現在そちらの内容につきましては、進展等の報告をさせていただくものはございませんので、今後発生する事案がございましたら必要に応じ報告になるかと思われます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑を終結いたします。

本件は、報告のみといたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時21分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（善養寺 孝君） お諮りいたします。

ここで、追加議案を上程したいと思います。

ただいま配付しました議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、ただいま配付しました議事日程を追加することに決定いたしました。

◇

◎追加日程第 1 議案第 6 5 号 財産の取得について（令和 7 年度 I C T 環境整備事業）

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第 1、議案第 65 号 財産の取得について（令和 7 年度 I C T 環境整備事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 追加議案、議案第 65 号 財産の取得について（令和 7 年度 I C T 環境整備事業）についてご説明を申し上げます。

追加議案書の 1 ページ、また、追加議案書参考資料の同じく 1 ページをご覧ください。

財産の取得について。地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この本件は、地方自治法及び本村の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、予定価格 700 万円以上の財産を取得する際には、事前に議会の議決を得ることが定められているものでございます。そちらの条例に基づき、このたび上程させていただくものでございます。

先の臨時議会におきましてご説明をさせていただきました、小中学校の教職員が授業等で使用する端末の整備につきまして、先日、所定の手続きにより入札を執行し、仮契約を締結いたしました。

つきましては、当該契約の概要につきましては、議案参考資料の 1 ページにお示してございますが、こちらにお示した当該契約について議会のご承認をいただきたく、ただいま議案として提出をさせていただいたものでございます。

何とぞ慎重審議の上ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9 番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 先の臨時議会で、議員の何名かが確認したところ、パソコンというような位置づけだったと思うんですけれども、このタブレットパソコンという表記の仕方と、先ほど入札をされたということですが、そういった内容が口頭でお述べになられましたけれども、前橋のこの方、随意契約なのか、指名なのか、競争入札なのか、また入札であれば何回で落ちたとか、何社だとか、公表できる範囲でお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員からご質問がございました。こちらの入札等につきましては、ただいま持ち合わせ資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、入札の案件等、報告をさせていただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） タブレットパソコンという表記につきましてですけれども、パソコン、パーソナルコンピューターの略ということでございます。それぞれ、タブレットタイプ、ノートタイプ、それからデスクトップタイプあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今の湯澤課長のご説明と臨時議会のご説明は若干異なるように思いますので、後刻ご確認をいただいて、そのとおりであるということであれば、そのようにお答えを返していただきたいなと思います。

あと、先ほど総務企画課長がこの入札の内容は持ち合わせていないということでしたが、業務多忙で忙しくて持ってきていないのか、それとも議会には入札の状況というのは自治法上といいましょうか、事務の流れから説明するものではないという認識なのかどうか、それ2点お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時34分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員のほうからご質問ございました、議案第65号 財産の取得についてのところでございます。

こちらにつきまして、入札につきましては指名競争入札でございまして、こちら入札日令和7年5月28日でございます。

なお、指名業者7者ございまして、今回、落札業者が議案参考資料、また、議案書に記載のと通りの事業者でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほどのPCという言葉のことについて、中島議員からご質問がございましたことについて、お答えをさせていただきます。

前回の臨時会で、私、ご答弁の中で記録を確認したところ、柳岡議員からのご質問に答えまして、機種ということでございますけれども、こちらは入札前という段階ですので、お答えはできないということをお話をした上で、タブレットとPCというお話がありましたけれども、現在、教職員は校務用のPCを使っております。そのPC、職員室だけで使うPCでございまして、今回デジタル活用債を使うに当たりまして、校務用で職員室で使っているもの、授業でも使うということが一つの条件として付されておりましたので、それに対応できる機種を今後決めていくということでございます、臨時議会のところでご答弁を申し上げております。

これに基づきまして、この条件に合うものを選定してタブレットということで、今回上程させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今、記録を確認いただいたということで、今の話を聞いても、あれ、どっちだというような、議員がただ耳で聞くだけですと勘違いがあるだろうと。今後はもっと明確に、この機種、入札前ということはあるんですが、先ほどPCというご発言、今聞いてもそうに聞こえるので、そこら辺は大事な回答だと思うので、以後お考えいただければと思うことをお願いします。

そして質問ですけれども、副村長に、今後、こうやって議案で上げてくるときには、今、一倉総務企画課長がおっしゃられた、ご報告いただいた内容というのは、これまでどおりきちんと明記されるほうがいいと思いますが、よろしいでしょうか。副村長お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 財産の取得について等は、今後入札の状況等が分かる資料も添付するよう

にさせていただきたいと思います。

先ほど中島議員から質疑があった入札関係につきましては、できるだけ公平公正、しかもなおかつ公表を前提としていますので、そのように対応させていただきたいと考えております。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 今回の入札情報に関しまして、ホームページ等での公開というのも既にされているのでしょうか。ご確認です。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどのご質問に回答させていただきます。

今、ホームページのほうでも掲載の手続きをしまして、早急に決裁終了後、ホームページに更新する準備ができております。

毎回入札の結果等につきましては、ホームページ上で公表させていただいております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ありがとうございます。

入札の結果という話でしたが、入札をされるとき、入札の情報というのは公開されるものでしょうか。

例えば、入札条件に関する仕様ですとか、そういう条件も含めて、入札するときの情報を公開するものでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第65号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎追加日程第2 議案第66号 財産の取得について（令和7年度公立学校情報機

器整備事業)

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第2、議案第66号 財産の取得について（令和7年度公立学校情報機器整備事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第66号 財産の取得について（令和7年度公立学校情報機器整備事業）につきましてご説明を申し上げます。

追加議案書2ページ、また、追加議案参考資料2ページをご覧ください。

本件は、地方自治法及び本村の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、予定額700万円以上の財産を取得する際には、事前に議会の議決を得ることが定められているものでございます。

こちらは、児童用のタブレットパソコンということですが、今年度計画しておりました児童・生徒用タブレットの更新につきましては、群馬県教育委員会が事務局を務める、群馬県ICT教育推進研究協議会により、プロポーザル方式での選定が行われ、既に優先交渉者が決定されております。

その後、契約内容の詳細につきまして協議を重ねてまいりました結果、先日仮契約を締結いたしました。

つきましては、この度の契約について、議案参考資料、趣旨・目的に示されたとおりでございますけれども、契約について議会のご承認をいただきたく本議案を提出するものでございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 先ほどと同じところでございますが、児童のものはインターネットでもタブレット授業ということでありますけれども、タブレットとパソコンも含まれてこの1,325台なのか、あともう1点、プロポーザル方式ということで、村もそこと契約しているということなのか、その推奨を受けて機器が決まっているという説明だったのか。もしその選定で仮契約をしたとすると、そういったところに村の監査委員は監査に出向くことができるのか。何か事故があった場合の責任というのはどちらにあるのか。議決をした議会側にあるのか、それともそちらの県の何とかというところ

にあるのかというようなところ、契約に係る案件についてプロポーザル、研究会とか何とかと一度聞いただけで覚えられないんですけれども、その事故があったときの責任というのはどちらにあるのでしょうか。

議決をするので村だとは思いますがね。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩です。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 大変失礼しました。分かりやすく伝えますね。

取得する財産の1,325というのは、今インターネットで村の事業ということで紹介されている、タブレットと書いてあるのですが、この中に子どもたちの分もパソコンがあるのかどうかという点が1点、2点目は、先ほどのプロポーザル研究会というところで決定されたというその責任について、村の監査が及ぶところなのか、及ばないところなのか、その責任の所在はどちらにあるのかというのを聞きたいですね。契約に係る所在。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほどのご説明と重複いたしますが、タブレットタイプのパソコンということでございますので、子どもたちはタブレット型のパソコンというか、何てご説明したらいいかわからないですが、タブレットタイプのパソコンを一人1台端末ということで用意するものでございます。

それから責任の所在ということでございますけれども、説明の中で触れましたが、群馬県教育委員会が事務局を務めます、群馬県ICT教育推進研究協議会というところで、選定が行われたものでございます。

こちらにつきましては、昨年度、当初予算のところで、予算委員会と、それからその前の全員協議会等でもご説明させていただいた内容と重複いたしますけれども、国のほうで令和2年度に導入した一人1台の端末の更新時期に合わせて補助事業があると。補助制度を国のほうで、文部科学省のほうで整備していると。この補助事業をするに当たって利用するためには、県が主導し、市町村と共同で調達する共同調達によって導入を進めることが条件となっておりましたので、榛東村と教育委員会といたしましても、こちらの共同調達で児童用のタブレット端末の更新をするということでお認めいた

だいている経緯がございます。

したがって、プロポーザル等につきましては県のほうにお願いをして、指定事業者を決めていただいたということですが、その事業者決定しましたので、村のほうで契約をするということでございます。したがって、当然、契約者は村とその事業者ということになりますので、何かそういったトラブルが生じた場合には、当然、村も対応していくということでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第66号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎散 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で、本日予定した日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年第2回榛東村議会定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時49分散会

令和 7 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

6 月 1 3 日 (金)

令和 7 年第 2 回榛東村議会定例会会議録第 3 号

令和 7 年 6 月 1 3 日（金曜日）

議事日程 第 3 号

令和 7 年 6 月 1 3 日（金曜日）午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 議案第 5 3 号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5 4 号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 5 号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 6 号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 8 議案第 5 8 号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 10 議案第 5 9 号 令和 7 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 6 0 号 令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 6 1 号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 6 2 号 令和 7 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 6 3 号 令和 7 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）
- 日程第 16 議案第 6 5 号 財産の取得について（令和 7 年度 I C T 環境整備事業）
- 日程第 17 議案第 6 6 号 財産の取得について（令和 7 年度公立学校情報機器整備事業）
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 21 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 22 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

日程第 23 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

1 番	新 井 佐智子 君	2 番	一 倉 靖 子 君
3 番	柳 岡 利 精 君	4 番	宮 崎 法 文 君
5 番	浅 見 隆 君	6 番	須 田 仁 美 君
7 番	三 俣 実 君	8 番	波多野 佐和子 君
9 番	中 島 由美子 君	10 番	生 方 勇 二 君
11 番	善養寺 孝 君	12 番	清 水 健 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務企画課長	一 倉 学 君	税務会計課長	早 川 弘 行 君
住民生活課長	富 澤 光 彦 君	健康保険課長	碓 井 由 果 君
産業振興課長	狩 野 宏 記 君	建設課長	山 口 誠 一 君
上下水道課長	岡 部 貴 一 君	教 育 長	須 永 光 明 君
学校教育課長	湯 澤 知佐子 君	生涯学習課長	村 上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第2回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

議事日程を進める前に、3番柳岡利精議員から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

3番柳岡利精議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、先般の私の一般質問における発言について一部訂正させていただきたいと思っております。

まず初めに、教育環境の地域格差についての中で、「榛東村からも中高一貫校へ進む生徒も多くなってきております」と申し上げましたが、曖昧で誤解を招く表現になっておりました。正確には、「榛東村からも中高一貫校へ進む生徒が出ております」と申し上げるべきでした。また、学童保育におけるWi-Fi環境とタブレット学習支援についての質問の中で、「特に近隣の市町村では既にWi-Fi環境が整っており、学習ができる状況です」と申し上げましたが、この表現では近隣市町村の全てのWi-Fi環境が完全に整備されているとの誤解を招く可能性があると思いましたので、正確には、「隣の吉岡町では既に学習用Wi-Fi環境の整備が進んでおり、学校のタブレットを活用した学習が実施されている事例も見られます」と申し上げるべきでした。この場をお借りして、発言の不正確さについて関係者の皆様におわび申し上げます。ここに訂正させていただきます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ただいま、柳岡議員から令和7年6月4日の一般質問における柳岡議員の発言の一部を訂正する申出がありましたので、会議規則第61条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

それでは、本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎日程第1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案のうち本日の議事日程第2から議事日程第6までの議案について、各委員長から審査報告をお願いします。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番三俣実議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 本定例会に上程されました議案第53号から議案第57号のうち、6月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告を行います。

6月9日午前9時40分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第53号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、公示送達の方法と方法について質疑があり、これまでの村揭示場のほか、インターネットを用いて村ホームページにおいて表示して行うとの回答がありました。次に、改正内容は国の準則によるものか村独自のものかとの質疑があり、政令に沿った国の準則によるものであると回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第56号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本改正条例の所管課である産業振興課において、このほかに課税の特例を扱っているかについて質疑があり、本改正条例のほかに産業振興課においては課税の特例は扱っていないとの回答がありました。次に、条例改正の効果について質疑があり、本条例は地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正されたことにより延長されたもので、通称、地域未来投資促進税制において都道府県が定める計画に基づいて税の優遇を行うもので、群馬県が定める第2期群馬県基本計画において、村として固定資産税の優遇措置を行うことで、同計画における経済的効果の向上に寄与できると考えるとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年7月13日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 続きまして、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

5番浅見隆議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 6月11日、文教厚生常任委員会に付託されました議案につきまして審議いたしまして、報告させていただきます。

執行部の皆様には、出席いただきまして誠にありがとうございました。

本会議に上程されました議案第54号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、県も許可制から届出制に変わるについての質疑があり、県は許可制であるとの回答がありました。次に、許可制から届出制に変更する理由についての質疑があり、宅地造成及び盛土等規制法との重複規制を避けるためのもので、準則どおりの内容であるとの回答がありました。次に、届出制によるリスク管理についての質疑があり、国と足並みをそろえて十

分規制していくとの回答がありました。次に、届出制に伴う職員体制について質疑があり、条例制定以降の許可件数は1件であり、現在の職員体制で対応できると考えているとの回答がありました。次に、この条例の適用範囲についての質疑があり、地目にかかわらず全ての土地に適用されるとの回答がありました。次に、残土の仮置場などの扱いについての質疑があり、仮置場についても適用対象となるとの回答がありました。次に、改正内容、条例の内容の周知についての質疑があり、村広報紙、村ホームページにより周知するとの回答がありました。次に、村が受理した届出に関わる埋め土に問題があった場合の村の責任についての質疑があり、村が埋め土の調査を行い、調査結果により関係機関と協力して是正していくとの回答がありました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前9時41分休憩

午前9時41分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 本定例会に上程されました……

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前9時42分休憩

午前9時42分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 議案第55号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、管理栄養士の試験に栄養士の資格がなくても管理栄養士となることが可能となることの周知や募集についての質疑があり、募集は事業所が行うため、村は募集も周知も行う予定はないとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、管理栄養士の募集についての質疑があり、村で独自に栄養士または管理栄養士を配置しなければならない状況が見込まれるときには、募集時の資格要件に記載するとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年6月13日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 各常任委員会委員長の報告を終了しました。

◇

◎日程第2 議案第53号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、議案第53号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第53号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第54号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、議案第54号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第54号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

てを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第55号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、議案第55号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第55号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第56号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第56号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第56号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第57号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第6、議案第57号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第57号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、委員長議案審査報告を議題といたします。

議事日程第8の議案について、総務産業建設常任委員会委員長の議案審査報告を求めます。

7 番三俣実議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 本定例会に上程され、6月5日の本会議において当委員会に付託されました議案第58号の審査の経過及び結果について、報告を行います。

6月9日午前9時40分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第58号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についてにつきましては、最初の公募と再公募の公募内容の違いについて質疑があり、最初の公募では村内事業者に限っての公募、再公募では村内事業者に限らないこととしたとの回答がありました。また、最初の公募で応募者がいなかったことについての質疑があり、応募者がいなかったことについての理由は判明しなかったが、募集要綱の見直しを行った上で再公募を行ったと回答がありました。次に、指定管理における予算措置について質疑があり、令和8年度、令和9年度については、限度額を設けているとの回答がありました。次に、指定管理による施設利用者の声について質疑があり、応募者が同施設に併設する施設で行う介護事業に従事する看護師により温泉施設での急病等への対応に安心する声や、来館者が応募者が行う社会福祉事業の相談や利用につながりやすいなどの声があるとの回答がありました。次に、今回の公募に当たっては利用料金を上げることの議論があったかとの質疑があり、条例で定める利用料金と今回の指定管理については関係がないとの回答がありました。次に、施設の設備機器の利用料について質疑があり、村と指定管理者との基本協定には含まれていないとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年6月13日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 委員長報告が終了しました。

◎日程第8 議案第58号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第8、議案第58号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

9 番中島由美子議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま反対討論の許可をいただきましたが、私は、議案第58号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についての賛成の立場で賛成討論をさせていただきます。

今回可決ということで委員会のご説明がありましたが、公社の主な業務内容ということで、榛東村の福祉行政と一体となり、榛東村における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした公益事業を行っている社会福祉協議会を選定されたということで議会にお諮りいただいた。その中で、様々な問題点が議論されましたが、先ほど委員長が報告されましたように、利用料金の関係と指定管理を認定するに当たっての考え方は全くないということです。私のほうとしては、ぜひ福祉に特化した内容を社会福祉協議会にはしていただきたいと思いますが、今現状として、ふれあい館の指定管理を受けてくださるのは榛東村社会福祉協議会ということですので、今後は、プロポーザルとかという形でふれあい館をもう少し活性化していただくことを期待しながら、今回この2年6か月、榛東村社会福祉協議会が指定を受けることに賛成の立場で討論させていただいて、村民の福祉について利便性を高めていただくようお願いして、討論といたします。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに討論ございませんか。

暫時休憩します。

午前9時58分休憩

午前10時31分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

先ほどの「質疑なしと認め、質疑を終結いたします」といって、「討論を行います。初めに反対の討論を許可します」ということで、反対の討論がなかったので、中島議員の賛成討論を認めたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第58号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 9 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第 9、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案のうち、本日の議事日程第10から議事日程第14までの議案について、各委員長から議案審査報告をお願いいたします。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の議案審査報告を求めます。

7 番三俣実議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第59号から議案第63号までのうち、6月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、報告を行います。

6月9日午前9時40分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第59号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第2号）につきましては、児童館管理運営について質疑があり、新公民館の開館時期が12月と予定されていることから、当初6か月間で見込んでいた会計年度任用職員の任期を延長するためとの回答がありました。次に、交通安全対策費の建物等修繕費について質疑があり、機構改革による所管変えに伴うものとの回答がありました。次に、歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、歳出の物価高騰対策給付金事業について質疑があり、当該交付金のうち給付金については100%国の補助金が充てられるものであり、今回の歳入補正のほか、事業の実績に応じてその清算額が交付されるとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第62号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第63号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年6月13日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 続きまして、文教厚生常任委員会委員長の議案審査報告を求めます。

5 番浅見議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 議案第59号から議案第63号までのうち、6月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

6月11日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から、村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第60号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年6月13日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 各常任委員会の委員長の報告が終了しました。



◎日程第10 議案第59号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第2号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第59号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第59号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第60号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（善養寺 孝君） 日程第11、議案第60号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第60号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第61号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第12、議案第61号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第61号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第62号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第13、議案第62号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第62号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第63号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第14、議案第63号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第63号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第15 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第15、委員長議案審査報告を議題といたします。

議事日程第16及び議事日程第17の議案について、文教厚生常任委員会委員長の議案審査報告を求めます。

5 番浅見議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 本定例会に上程され、6月5日の本会議において当委員会に付託されました議案第65号、第66号の審査の経過及び結果について、報告を行います。

6月11日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から、村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第65号 財産の取得について（令和7年度ICT環境整備事業）につきましては、機器が故障した際の保証の範囲についての質疑があり、別に保守契約するとの回答がありました。次に、将来の更新、修理コストをどのように見通して今回の財産の取得を行ったかについての質疑があり、5年使用を前提として設定し、令和7年度分の保守と設定費用を含めて補正する予算案について、令和7年第1回榛東村議会定例会・臨時会において可決されているとの回答がありました。次に、児童用とOSが異なる端末を教職員が使用することになることをどのように検討して機種を選定したかについての質疑があり、使用するソフト、アプリケーションの作動等を確認し、職員用と児童用端末のOSが異なっても授業への影響がないことを確認して機種を選定したとの回答がありました。次に、ウェブブラウザとアプリケーションの違いによる仕様についての質疑があり、計画している研修で十分対応可能と考えているとの回答がありました。次に、印刷機2台の整備の目的についての質疑があり、北小学校と中学校に不足するものを新規に整備するとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号 財産の取得について（令和7年度公立学校情報機器整備事業）につきましては、整備する台数に教職員のものも含まれていないかについての質疑があり、含まれていないとの回答がありました。次に、予備機の活用場面の想定についての質疑があり、破損したとき、持ち帰って忘れたとき、充電が終わったときの使用を想定し、また、破損、不具合の際は必要に応じて修理を行い、修理期間中の貸出しも想定しているとの回答がありました。次に、児童用の機種を選定についての質疑があり、運用管理の簡素化、低コスト化、操作性を考慮し、より持続可能で現場負担の少ない端末を選定したとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年6月13日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 委員長報告が終了しました。

◎日程第16 議案第65号 財産の取得について（令和7年度ICT環境整備事業）

○議長（善養寺 孝君） 日程第16、議案第65号 財産の取得について（令和7年度ICT環境整備事業）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

9 番中島由美子議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 反対討論でなく、賛成討論の許可をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 初めに、反対討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 反対の討論なしと認め、賛成の討論を許可いたします。

9 番中島由美子議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） ありがとうございます。ただいまの議案第65号 財産の取得ということでございまして、今、委員長報告をお聞きしました。その中で、令和7年度 I C T環境整備事業ということでございますが、これを一旦村民の皆様が見たときに、どこの I C T整備事業なのかと。整備なのか更新なのかという、また榛東村の事業なのかどうかという事業名が大変分かりにくいわけでございますが、全てに村民の皆様に分かりやすくする事業名を今後考えていただくという中で、私はこの事業をぜひ進めていただきたいということで賛成討論させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第65号 財産の取得について（令和7年度 I C T環境整備事業）を委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 1 7 議案第 6 6 号 財産の取得について（令和7年度公立学校情報機器整備事業）

○議長（善養寺 孝君） 日程第17、議案第66号 財産の取得について（令和7年度公立学校情報機器整備事業）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

9番中島議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。今委員長報告をお聞かせいただきましたが、第65号と一緒に第66号、公立学校情報機器整備事業ということでございますが、榛東村には私立の学校がないということで、あと整備ということと更新ということ、委員会の中でそういうご議論はありましたでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 5番浅見議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） この件につきまして、そのような質疑はございませんでした。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第66号 財産の取得について（令和7年度公立学校情報機器整備事業）を委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第19 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第21 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（善養寺 孝君） お諮りいたします。

日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第21、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでについて、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、日程第18から日程第21までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、各委員会の所管事務のうち、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第 2 2 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（善養寺 孝君） 日程第22、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の報告を求めます。

8 番波多野佐和子議員。

〔8 番 波多野佐和子君登壇〕

○8 番（波多野佐和子君） 令和 7 年 3 月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告を行います。

令和 7 年 3 月 28 日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和 7 年 3 月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催されました。議案第 5 号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任と選任の同意についての 1 議案が上程され、慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

以上報告いたします。

令和 7 年 6 月 13 日、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員、波多野佐和子。

○議長（善養寺 孝君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみとさせていただきます。

◇

◎日程第 2 3 議員派遣の件について

○議長（善養寺 孝君） 日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

ここで須田議員から発言の申出がありましたので、許可いたします。

6 番須田仁美議員。

〔6 番 須田仁美君発言〕

○6 番（須田仁美君） 議長に発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

このたび、委員会審議中及び暫時休憩中における議員間のやじや私語、威圧的な発言等、いわゆる不規則発言が審議の妨げとなり、発言意欲を著しく損なう場面が確認されました。特に女性や若手議員をはじめとした多様な立場の議員が安心して参加できる議会運営を行うためには、品位と秩序の保持が不可欠です。現在、加西市や目黒区などでは議会ハラスメント防止の制度整備が進んでおり、既に会議規則や指針に不規則発言の禁止や相談体制の整備が盛り込まれております。よって、本村議会におきましても、会議規則の整備及び議会事務局内にハラスメント相談デスクを設けることを含めた対策を検討し、また、今委員会での不規則発言について、早急な対応を、議会運営委員会にて協議をお願いいたし、以下の動議を提出いたします。

動議案。

委員会及び本会議における不規則発言の禁止を明文化し、あわせて、議会内にハラスメント相談デスクを設置するか否かについて議会運営委員会に付託し協議すること。また、今回の委員会等の不規則発言について確認をし、早急な対応をしていただくこと。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前 11 時 1 分休憩

午前 11 時 40 分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

先ほど 6 番須田議員から申出があったことは、議長として預からせてもらって、今後議運または議員みんなで検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長挨拶

○議長（善養寺 孝君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。

10 日間の第 2 回定例会、本当に慎重審議をありがとうございました。また来週から、すごい暑くなる予報が出ていますので、体調には十分気をつけてください。よろしくお願いします。

◎閉 会

○議長（善養寺 孝君） これで、令和7年第2回榛東村議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時41分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 善 養 寺 孝

榛東村議会議員 浅 見 隆

榛東村議会議員 須 田 仁 美